

令和元年度柴田町議会 6 月会議会議録（第 1 号）

出席議員（18名）

1 番	森	裕 樹	君	2 番	加 藤	滋	君
3 番	安 藤	義 憲	君	4 番	平 間	幸 弘	君
5 番	桜 場	政 行	君	6 番	吉 田	和 夫	君
7 番	秋 本	好 則	君	8 番	斎 藤	義 勝	君
9 番	平 間	奈緒美	君	10 番	佐々木	裕 子	君
11 番	安 部	俊 三	君	12 番	森	淑 子	君
13 番	広 沢	真	君	14 番	有 賀	光 子	君
15 番	舟 山	彰	君	16 番	白 内	恵美子	君
17 番	水 戸	義 裕	君	18 番	高 橋	たい子	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長 部 局

町 長	滝 口 茂 君
副 町 長	水 戸 敏 見 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	相 原 光 男 君
総 務 課 長 併 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	佐 藤 芳 君
ま ち づ く り 政 策 課 長	平 間 雅 博 君
財 政 課 長	鈴 木 俊 昭 君
税 務 課 長	水 上 祐 治 君
町 民 環 境 課 長	安 彦 秀 昭 君
健 康 推 進 課 長	佐 藤 浩 美 君
福 祉 課 長	平 間 清 志 君
子 ども 家 庭 課 長	水 戸 浩 幸 君

農政課長 併 農業委員会事務局長	瀬戸 諭 君
商工観光課長	斎藤 英泰 君
都市建設課長	水戸 英義 君
上下水道課長	曲竹 浩三 君
槻木事務所長	齋藤 良美 君
危機管理監	平間 信弘 君

教育委員会部局

教 育 長	船迫 邦則 君
教育総務課長	森 浩 君
生涯学習課長	藤原 政志 君
スポーツ振興課長	石上 幸弘 君

その他の部局

代表監査委員	大宮 正博 君
--------	---------

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	大川原 真一
次 長	畑山 慎太郎
主 幹	伊藤 純子
主 査	佐山 亨

議 事 日 程 (第1号)

令和元年6月3日(月曜日) 午前9時30分 再会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 開催期間の決定

第 3 諸報告

(1) 議長報告

(2) 町政報告

第 4 報告第 1号 専決処分の報告について(平成30年度柴田町一般会計補正予算)

第 5 報告第 2号 専決処分の報告について(平成30年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算)

- 第 6 報告第 3号 専決処分の報告について（平成30年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算）
- 第 7 報告第 4号 専決処分の報告について（平成30年度柴田町介護保険特別会計補正予算）
- 第 8 報告第 5号 専決処分の報告について（平成30年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算）
- 第 9 報告第 6号 専決処分の報告について（柴田町町税条例等の一部を改正する条例）
- 第10 報告第 7号 専決処分の報告について（柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第11 報告第 8号 平成30年度柴田町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第12 報告第 9号 平成30年度柴田町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第13 報告第10号 平成30年度柴田町公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書について
- 第14 平成30年度3月会議時 文教厚生常任委員会付託
陳情第8号 宮城県に対し、小・中学校全学年で少人数学級実現等を要請する意見書採択を求める陳情書
- 第15 一般質問
- (1) 平 間 奈緒美 議員
 - (2) 吉 田 和 夫 議員
 - (3) 舟 山 彰 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 再会

○議長（高橋たい子君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより令和元年度柴田町議会6月会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋たい子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において12番森淑子さん、13番広沢真君を指名いたします。

日程第2 開催期間の決定

○議長（高橋たい子君） 日程第2、開催期間の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。6月会議の開催期間については、議会運営委員会の協議の結果、本日から6月6日までの4日間と意見が一致いたしました。よって、6月会議の開催期間は本日から6月6日までとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。よって、開催期間は本日から6月6日までと決定いたしました。

なお、開催期間中の日程については、あらかじめお手元に配付しました日程予定表により議事の進行を図りますので、ご了承願います。

また、6月会議中、報道関係等の取材を許可しておりますので、ご了承願います。

日程第3 諸報告

○議長（高橋たい子君） 日程第3、諸報告を行います。

議長としての報告事項は、報告書としてお手元に配付いたしましたので、これをもって報告といたします。

町政報告については、町長からの通告がありますので、町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 令和元年度の初めての町議会です。よろしくお願ひしたいと思っております。

私のほうからは、報告事項3件ございます。

まず、1点目、民間活力の導入による子育て支援施策の充実について申し上げます。

保育所等利用待機児童の解消に向け、民間の力を活用した、ゼロ歳児から2歳児を対象とする小規模保育事業所の設置に取り組んでまいりました。

その結果、槻木地区では初めてとなる小規模保育事業所が2施設開所することになりました。定員はそれぞれ12人で、ことし4月1日から運営を開始しております。この2施設を含めた町内での小規模保育事業所は合計7施設となり、94人の子どもの受け皿を確保することができました。

また、きょう午後の全員協議会で新たに50人規模の民間事業者の保育所の設置の動きを説明させていただくことにしておりますので、よろしくお願ひします。

また、柴田町障害児通園施設「むつみ学園」においては、平成31年1月に専門性の高い民間事業者である株式会社アスム療育・研修センターに委託し、ことし4月1日から新たな体制でむつみ学園の運営を開始しております。将来的には相談・支援を行う機能を加えた「児童発達支援センター」に発展させることを目指してまいります。

今後も国や県の動向や子育てに関するニーズに注視しながら、子育て支援の充実に取り組んでまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願ひ申し上げ、報告といたします。

2点目、しばた桜まつりでございます。

ことしも、多くの町民の皆様や関係機関からご協力をいただき、しばた桜まつりを4月1日から4月21日までの21日間開催いたしました。昨年同様、全国的に桜の開花が早く、船岡城址公園の桜も3月31日に開花となりました。

期間中は、商工会による「うまいものマルシェ」や町内の6団体のご当地メニューやスイーツ、コーヒーなどを販売した「さくらマルシェ」が大盛況となりました。

観光案内では、町民による観光ボランティアガイドのほか、「放課後英語楽交」で1年間英語を学んだ町内小中学校の児童生徒38人が「ジュニアおもてなしボランティア」として、昨年

に引き続き外国人観光客に英語で道案内などを行いました。

毎年、全国ネットでしばた桜まつりが紹介され、ことしはNHK紀行番組「小さな旅」でも一目千本桜が放送されました。

また、海外でのプロモーション活動やユーチューブでの動画配信、ソーシャルネットワークサービスを活用した広告宣伝など、数多くの情報発信を行ったこともあり、貸し切りツアーバスによる外国人団体客が飛躍的にふえたほか、電車を利用して来場するタイや台湾、中国、香港、ベトナム、インドネシア、ネパールなど、アジア圏の外国人観光客に加え、アメリカやドイツ、スペインなど欧米圏からも多くの個人旅行者が訪れるなど、世界においても「しばたの桜」の魅力が高まってきているものと感じております。

来年も美しい桜を初めとした季節の花々が咲き誇り、国内外から多くの観光客を迎え入れられることを期待して、報告いたします。

3点目、災害時における地域防災体制の強化について申し上げます。

5月16日、仙南地域広域行政事務組合が、宮城県南生コンクリート協同組合と「災害時における消防用水等の確保に関する協定」を締結いたしました。本町においては、一般社団法人災害対策建設協会 J A P A N 4 7 及び株式会社 A S T O S と「災害時における無人航空機による協力に関する協定」について、株式会社表蔵王国際ゴルフクラブと「災害時における施設利用の協力に関する協定」をそれぞれ5月22日に締結いたしました。

この締結により、大規模災害発生時に、消防用水等やドローンによる被災状況の情報収集、緊急避難場所の確保について、力強い支援が得られるようになりました。

また、柴田町消防団においては、柴田町で初めてとなる女性消防団員が2名入団し、早速火災現場で安全確保などの後方支援を行っていただきました。今後、さらなる活躍が期待されます。

引き続き、町民の皆様が安全安心に暮らしていけるよう、災害時に強いまちづくりを進めてまいりますので、議員各位のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、報告いたします。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許しますが、質疑に当たっては、一般質問に触れないようにお願いします。

質疑は1人1回です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

日程第4 報告第1号 専決処分の報告について

(平成30年度柴田町一般会計補正予算)

- 議長（高橋たい子君） 日程第4、報告第1号専決処分の報告を求めます。町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

- 町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第1号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る平成30年度柴田町一般会計補正予算は、先般開かれました平成30年度3月会議の後に、町税や地方交付税、国庫支出金などの歳入が確定したことや、歳出においては特別会計繰出金の確定を初め、各予算科目における事務事業費の精算によるものであり、歳入歳出とも2,821万9,000円の減額補正となりました。この減額補正によります補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ135億9,769万1,000円となります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第5項及び第6項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

- 議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。財政課長。

- 財政課長（鈴木俊昭君） それでは、報告書1ページをお開きください。

報告第1号専決処分の報告についてですが、平成30年度柴田町一般会計補正予算についての専決処分の報告になります。

3ページになります。

専決処分書のとおり、専決処分日は平成31年3月29日です。

5ページをお開きください。

平成30年度柴田町一般会計補正予算です。

第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,821万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ135億9,769万1,000円とするものです。

12ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正につきましては、変更1件です。8款5項住宅費の町営住宅建設事業における平成30年度の事業を確定し、今年度への繰越額が確定したため、金額を減額補正するものです。

13ページになります。

第3表債務負担行為補正につきましては、変更が7件、それぞれ事業費の確定による金額をいずれも減額補正するものです。

14ページをお開きください。

第4表地方債補正です。廃止1件、変更3件となります。廃止1件は、東日本大震災に係る災害援護資金貸付金において貸付希望者がいなかったことから、当該年度分の地方債を廃止いたします。変更の3件につきましては、ほ場整備事業負担金、地方道路等整備事業費及び公営住宅整備事業費に関し、事業実績及び事業費所要見込み額の精算に基づき、限度額をいずれも減額補正するものです。

17ページをお開きください。

歳入です。

主に、町税の収入実績と各種交付金、地方交付税、国県支出金の交付額の決定、繰入金の減額等に伴う補正となります。

主なものについてのみ説明をさせていただきます。

1款1項町民税から、次のページの5項都市計画税までの町税につきましては、現年課税分と滞納繰越分の補正額を合わせて1億2,516万8,000円の増額補正となりました。

まず、1項町民税1目個人は、滞納繰越分の増額などにより217万円の増額補正となりました。

2目法人は、4,999万7,000円の増額補正となりました。これは、町内企業において製造業の一部の業者で業績が見込みに比べ好調だったことが主な要因です。

2項1目固定資産税の7,115万円の増額は、平成30年度が固定資産の評価がえの年であったことから、減少見込み分を当初で算定していたものの、実際見込みよりも減少幅が小さく、さらに償却資産の増収があったことにより増額となったものです。

次のページをお開きください。

4項1目町たばこ税は、782万6,000円の減額補正となりました。町内喫煙者の減少は一層進んでいると見られます。

20ページをお開きください。

11款1項1目地方交付税につきましては、今回確定いたしました普通交付税612万3,000円の増、特別交付税7,289万円の増及び震災復興特別交付税161万円の増を合わせて8,062万3,000円の増額となったことにより、平成30年度の地方交付税の総額は26億5,517万7,000円となり、内

訳は普通交付税が23億4,962万4,000円、特別交付税が2億2,289万円、震災復興特別交付税が8,266万3,000円となります。

23ページをお開きください。

15款2項国庫補助金については、5目土木費国庫補助金2,400万5,000円の減が主な要因となり、次のページになりますが、国庫補助金の合計が2,546万2,000円の減額補正となります。

28ページをお開きください。

18款1項2目ふるさと応援寄附金1,344万円の増につきましては、ふるさと柴田応援寄附金の申し込みの確定による増加となります。補正後の予算額は2億344万円となりました。

19款1項2目基金繰入金につきましては、2億4,324万7,000円を減額し、財政調整基金に戻し入れを行います。また、歳出で別途、財政調整基金へ9万7,000円、町債等管理基金へ1万4,000円の積み立てをそれぞれ行っており、これらによります平成30年度末の財政調整基金の残高は15億37万243円、町債等管理基金2億14万8,082円、2つの基金の合計額は17億51万8,325円となります。これを平成29年度決算額と比較しますと、29年度末は16億8,640万7,761円でしたので、1,411万564円の増額となります。

一方、今年度の当初予算及び4月補正予算で既に財政調整基金3億7,120万7,000円を取り崩しておりますので、現在の予算ベースでの財政調整基金残高は11億2,916万4,243円となり、町債等管理基金と合わせた2つの基金の残高では13億2,931万3,325円となっています。

次に、30ページをお開きください。

22款町債です。1項1目農林水産業債から4目災害援護資金貸付金まで1,250万円の減額につきましては、先ほど地方債補正で説明いたしました内容での補正計上となります。

次のページになります。

歳出です。

年度末の補正であることから、一部基金への積立金等による増額もありますが、ほとんどがそれぞれ事業費の確定による不用額の減額補正となります。

歳入と同様に主なものについてのみ説明させていただきます。

33ページをお開きください。

2款1項2目企画管理費の25節積立金1,344万円の増につきましては、ふるさと柴田応援基金へ積み立てするものです。

38ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費28節繰出金1,825万円の減につきましては、事業費の確定に伴

う国民健康保険事業特別会計へのルール分の繰出金の減額補正となります。

次のページになります。

5目障害者更生援護事業費716万円の減につきましては、19節負担金補助及び交付金、20節扶助費など、それぞれの事業費確定に伴う減額補正となります。

次のページになります。

3款2項3目子ども医療対策費20節扶助費245万5,000円の減につきましては、子ども医療費助成事業の事業費確定に伴う減額補正となります。

44ページをお開きください。

4款1項7目予防費1,320万6,000円の減につきましては、次のページになりますが各種予防接種や検診の委託料などの減額補正をそれぞれの事業費確定に伴い計上しております。

46ページをお開きください。

6款1項3目農業振興費265万5,000円の減につきましては、農作物生産作柄安定対策事業補助などの確定に伴う減額補正となります。

51ページをお開きください。

8款5項2目住宅建設費15節工事請負費1,441万7,000円の減につきましては、北船岡町営住宅5号棟新築工事の平成30年度分の交付金の配分率の変更に基づくものです。

58ページをお開きください。

10款5項4目図書館費25節積立金では、3,501万円を図書館建設基金へ積み立てます。これにより、基金残高は2億461万9,461円となります。

次のページになります。

6項1目保健体育総務費25節積立金、スポーツ振興基金へ5,003万4,000円を積み立てし、基金残高を5億5,049万3,424円に、さらに3目の給食センター費25節積立金7,267万円を学校給食センター建設等整備基金へ積み立てし、基金残高を2億2,365万448円とするものです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第1号専決処分の報告についてを終結いたします。

日程第5 報告第2号 専決処分の報告について

(平成30年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算)

○議長（高橋たい子君） 日程第5、報告第2号専決処分の報告を求めます。町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第2号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る平成30年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の内容は、歳入につきましては、国民健康保険税、県支出金などの額が確定したものであります。歳出につきましては、保険給付費、保健事業費等の確定によるものであります。歳入歳出とも7,946万8,000円を減額補正し、補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ40億9,853万3,000円となります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第5項及び第6項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） それでは、詳細説明をいたします。

報告書67ページをお開きください。

専決処分書になります。

専決処分日は、平成31年3月29日になります。

69ページをお開きください。

平成30年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算です。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,946万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ40億9,853万3,000円とするものです。

次に、73ページになります。

第2表債務負担行為補正の変更です。診療報酬明細書審査業務及び特定保健指導業務に係る委託料の2件ですが、限度額を変更するものです。

続いて、75ページになります。

歳入です。

主に国民健康保険税の収入実績と県支出金の交付額決定に伴う補正となります。

主なものについて説明をさせていただきます。

1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税2,038万円の増、2 目退職被保険者等国民健康保険税56万1,000円の増となります。合計で2,094万1,000円の増額補正となります。これにつきましては、それぞれ収入実績によるものです。

76ページになります。

4 款 1 項 1 目保険給付費等交付金5,482万6,000円の減ですが、1 節の普通交付金、2 節の特別交付金のそれぞれの交付決定による補正となります。

77ページになります。

6 款 1 項 1 目一般会計繰入金1,825万円の減ですが、これは一般会計からの繰入金で、それぞれの事業確定による減額補正となります。

続いて、6 款 2 項 1 目財政調整基金繰入金4,174万1,000円の減ですが、これは歳入の国保税収入及び県支出金特別交付金の増額、歳出の保険給付費が確定したことなどから、基金繰入金を繰り戻しするものです。この結果、国民健康保険財政調整基金の残高は5億4,684万5,817円となっております。

続いて、79ページになります。

歳出です。

事業実績に伴う補正となりますので、主なものについて説明をさせていただきます。

まず、1 款 1 項総務管理費から80ページの3 項運営協議会費につきましては、それぞれ事業費の確定による減額補正となります。

次に、2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費5,725万1,000円の減、2 目退職被保険者等療養給付費827万円の減になります。

続いて、82ページです。

2 款 4 項 1 目出産育児一時金841万6,000円の減、5 項 1 目葬祭費40万円の減は、いずれも実績による減額補正となります。

83ページになります。

3 款 1 項国民健康保険事業費納付金医療給付費分から3 項介護納付金分については、それぞれ歳入の国保税収入及び県支出金、特別交付金の増額により、国保財政調整基金等との財源組み替えを行ったものです。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1 人 1 回です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第2号専決処分の報告についてを終結いたします。

日程第6 報告第3号 専決処分の報告について

（平成30年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算）

○議長（高橋たい子君） 日程第6、報告第3号専決処分の報告を求めます。町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第3号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る平成30年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算の主な内容は、歳入につきましては、下水道使用料や公共下水道事業債の額の確定によるものであります。歳出につきましては、汚水管理費や公共下水道建設費、地方債利子などの確定による減額であります。歳入歳出とも3,993万3,000円を減額補正し、補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ21億3,246万2,000円となります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第5項及び第6項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） それでは、詳細説明をいたします。

報告書87ページをお開きください。

公共下水道事業特別会計補正予算についての専決処分の報告となります。

89ページをお願いいたします。

専決処分書のとおり、専決処分日は平成31年3月29日になります。

次に、91ページをお願いいたします。

平成30年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算です。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,993万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を21億3,246万2,000円にするものです。

93ページをお願いいたします。

第2表地方債補正1変更、公共下水道事業費におきまして、建設工事費等の事業費の確定により、3,060万円の減額の変更を行うものです。

95ページをお願いいたします。

歳入になります。

主なものについてのみ説明させていただきます。

2款1項1目の使用料933万2,000円の減額につきましては、下水道使用料確定見込みによるものです。

7款1項1目町債の公共下水道事業債の減額3,060万円につきましては、事業費の確定により確定後の額を3億6,880万円とするものです。

96ページをお願いいたします。

歳出になります。

事業実績に伴う補正となります。

1款1項1目一般管理費、2目汚水管理費、3目雨水管理費につきましては、それぞれの額の確定による減額補正となります。

97ページをお願いします。

2款1項1目公共下水道建設費3,327万5,000円の減額につきましては、汚水工事等の計画事業量完了により、事業費が確定したことにより減額補正となります。

続いて、5款1項公債費の補正です。1目元金につきましては、財源の組み替えの補正になります。

2目利子441万7,000円の減ですが、地方債一時借入金利子の確定により減額補正したものです。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第3号専決処分の報告についてを終結いたします。

日程第7 報告第4号 専決処分の報告について

（平成30年度柴田町介護保険特別会計補正予算）

○議長（高橋たい子君） 日程第7、報告第4号専決処分の報告を求めます。町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第4号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る平成30年度柴田町介護保険特別会計補正予算の内容は、歳入につきましては国庫支出金、繰入金等の額の確定によるものでございます。歳出につきましては、保険給付費、地域支援事業費等の確定見込みの補正となります。歳入歳出とも302万7,000円を減額補正し、補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ29億4,615万2,000円となります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第5項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） それでは、報告第4号専決処分の報告について詳細説明をさせていただきます。

103ページをお開きください。

専決処分書です。専決処分日は、平成31年3月29日になります。

105ページをお開きください。

平成30年度柴田町介護保険特別会計補正予算です。

第1条になります。歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ302万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億4,615万2,000円とするものです。

109ページをお開きください。

歳入です。

主なものについて説明させていただきます。

1款1項1目第1号被保険者保険料の51万6,000円の減は、現年度普通徴収分の歳入見込みによる減額補正となります。

次に、3款2項1目調整交付金の214万1,000円の増は、現年度分の調整交付金の額の確定によるものです。

3款2項4目介護保険事業費補助金200万8,000円の減は、電算システム改修委託の事業の確定に伴う補助金の確定による減額となります。

110ページをお開きください。

7款1項1目1節の介護給付費繰入金の500万円の減は、介護保険給付費の給付見込み額の減少に伴う町の負担額の減額となります。

同じく2節の事務費繰入金の100万円の増は、電算システム改修委託の補助基準により、町の負担割合が増額になったことによる増額補正をするものです。

続いて、歳出になります。

112ページをお開きください。

事業実績に伴う補正となりますので、主なもののみ説明させていただきます。

1款1項1目一般管理費の補正財源の内訳は、歳入で説明したとおり、介護保険システムの改修に係る国庫補助金の額が決定したことによる財源の構成となります。

同じく11節需用費、消耗品24万5,000円の減から12節役務費の17万1,000円の減、19節負担金補助及び交付金の1万円の減は、おのおの科目の支出確定による補正となります。

113ページをお開きください。

2款1項1目居宅介護サービス給付費30万3,000円の減から、4款1項1目サービス事業費100万円の増額と、4款2項2目任意事業費20節扶助費120万6,000円の減額は、おのおの支出確定による補正となります。

114ページになります。

4款2項3目生活支援体制整備事業費の報償費22万4,000円の減額から4款2項4目認知症総合支援事業費、4款2項5目在宅医療・介護連携推進事業費及び4款2項6目地域ケア会議推進事業の8節報償費の16万1,000円の減額は、おのおの支出確定による補正となります。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第4号専決処分の報告についてを終結いたします。

日程第8 報告第5号 専決処分の報告について

（平成30年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算）

○議長（高橋たい子君） 日程第8、報告第5号専決処分の報告を求めます。町長の登壇を許し

ます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第5号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る平成30年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算の主な内容は、保険料収入額及び広域連合納付金の額の確定によるものであります。歳入歳出とも1,044万7,000円を減額補正し、補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ3億8,353万7,000円となります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第5項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） それでは、詳細説明をいたします。

報告書117ページをお開きください。

専決処分書になります。

専決処分日は、平成31年3月29日になります。

119ページをお開きください。

平成30年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算です。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,044万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億8,353万7,000円とするものです。

続いて、122ページになります。

歳入です。

1款1項1目特別徴収保険料156万8,000円の減、2目普通徴収保険料864万6,000円の減、合計で1,021万4,000円の減額補正ですが、これにつきましては現年度分保険料収入見込み及び滞納繰越分保険料の確定によるものです。

次に、5款2項1目保険料還付金20万3,000円の減ですが、保険料還付額確定に伴い、広域連合からの歳入減によるものです。

次に、123ページになります。

歳出です。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金1,021万4,000円の減額ですが、保険料収入の減により広域連合への納付金を減額するものです。

次に、3款1項1目保険料還付金20万3,000円の減については、保険料過年度還付額の確定見込みによるものです。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第5号専決処分の報告についてを終結いたします。

日程第9 報告第6号 専決処分の報告について

（柴田町町税条例等の一部を改正する条例）

○議長（高橋たい子君） 日程第9、報告第6号専決処分の報告を求めます。町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第6号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る柴田町町税条例等の一部を改正する条例は、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたことに伴うものです。改正の主な内容は、個人町民税においては、単身児童扶養者の非課税措置追加や住宅借入金等特別税額控除の控除期間を拡充するもの、軽自動車税においては環境性能割の臨時的軽減規定を新設するとともに、種別割の規定を整備し、平成32年度から平成35年度までの軽課規定を新設するものなどについてであります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第7項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。税務課長。

○税務課長（水上祐治君） 報告第6号柴田町町税条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

今回の改正内容は、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、柴田町町税条例の一部を改正する条例の専決処分を行い、承

認をお願いするものです。

改正内容の主なものとしまして、一定所得未満の単身児童扶養者の非課税措置や住宅借入金等特別税額控除の期間の拡充、また軽自動車税の環境性能割、種別割の規定の整備などについて改正するものでございます。

それでは、報告書127ページをお開き願います。

専決処分書です。専決年月日は、平成31年3月31日です。

129ページをお開き願います。

柴田町町税条例の一部を改正する条例です。

改正後の左の欄の主な改正条文について説明させていただきます。なお、法令及び条例改正に伴う条項や文言の整理につきましては、説明を省略させていただく部分がありますので、よろしくお願いたします。

第34条の7は、寄附金税額控除について定めております。ふるさと納税制度の見直しに伴う改正で、特例控除額の措置対象を特別控除対象寄附金とするものでございます。

続きまして、附則第7条の3の2は、住宅借入金等特別税額控除に係る特別特定取得、これは消費税が10%適用分となった後に住宅を取得した場合の控除期間を平成45年度まで拡充するという改正でございます。

130ページをお開きください。

右側の第2項を削除するものです。住宅借入金等特別税額控除を受ける要件としまして、町民税の納税通知書が送達されるまでに申告書を提出しなければならないと規定されておりましたが、この第2項を削除することでこの申告要件が廃止となるものでございます。

次に、第7条の4から132ページ第9条の2までふるさと納税制度の見直しに伴う改正でございます。申告特例の対象を特例控除対象寄附金とする等の規定の整備、地方団体の長を都道府県知事等に改正するなどの文言の整理を行うものでございます。

132ページの下の部分をお願いします。

第10条の2は、固定資産税におけるわがまち特例に関する改正です。第5項から134ページの第26項までを地方税法附則第15条第17項が追加されたことにより、18項以降の引用条項の項ずれを整理するものでございます。

134ページをお開き願います。

第10条の3は、法改正に合わせて新設するものです。高規格堤防の整備に伴う建てかえ家屋に係る税額の減額措置の適用を受けるための申告について規定するものでございます。この項

の新設により、改正前の第6項から136ページ第12項まで項ずれが生じた部分を、第7項から第13項に改正し、また政令の改正等に合わせて引用条項の項ずれをそれぞれ改正するものでございます。

136ページの第12条の2は、用途変更宅地に対して、固定資産税に関する経過措置でございます。地域による負担水準のばらつきの残る市町村においては、周辺の宅地と税負担の均衡を欠くことになることから、引き続き法附則第18条の3の規定を適用しないこととするものでございます。

第16条は、軽自動車税のグリーン化特例について3段階で改正するうちの第1段階の部分でございます。重課課税を平成31年度に限ったものとし、第2項から137ページ、第4項までの平成29年分の軽課課税を削除するものでございます。

また138ページの第5項を第2項に、第6項を第3項に、第7項を第4項にそれぞれ改正するものでございます。

139ページをお願いします。

第16条の2は、第16条の改正に合わせたものでございます。

第17条の2は、第12条の2で改正した固定資産税の内容と同様に都市計画税においても改正するものです。

第19条は、引用条項のずれを整理するものでございます。

140ページをお開きください。

第2条による改正でございます。

第36条の2、第7項は、申告書の記載事項の簡素化について追加したものでございます。これにより、第7項から第9項をそれぞれ1項ずつ、第8項から第10項に項ずれを整理するものでございます。

141ページをお開きください。

第36条の3の2及び第36条の3の3につきましては、給与所得者及び年金所得者において、単身児童扶養者の扶養親族申告書に記載する事項の追加を規定するものでございます。

143ページをお開き願います。

附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割を非課税とする臨時的軽減の規定を新設するものです。

次の第15条の2の2は、環境性能割の賦課徴収の特例を新設するものでございます。

144ページをお開き願います。

第15条の6は、環境性能割の税率を1%とする臨時的軽減の規定を新設するものです。

145ページをお開きください。

第16条は、グリーン化特例について3段階で改正するうちの第2段階です。重課課税の規定を整備し、平成32、33年度の軽課課税の規定を新設するものでございます。

147ページをお開き願います。

第16条の2は、第16条の改正に合わせて改正するものでございます。

148ページをお開きください。

第24条は、単身児童扶養者を非課税措置に追加するものでございます。今回の改正におきまして、単身児童扶養者、いわゆる未婚の母、未婚の父に関する寡婦控除につきましては、所得が135万円未満の方は、町県民税を非課税とすることになりましたが、通常の所得税及び町県民税における寡婦控除につきましては、引き続き適用されないものでございます。

第16条は、グリーン化特例について3段階で改正するうちの第3段階でございます。平成34、35年度の軽課課税の規定の対象を電気自動車に限定した上で新設するものでございます。

149ページの第16条の2につきましては、第16条に合わせて改正するものでございます。

続きまして、柴田町町税条例等の一部を改正する条例の一部改正でございます。

第4条による改正は、平成29年柴田町条例第3号において一部改正した内容の一部改正するもので、地方税法の改正による規定の整備でございます。

150ページをお開き願います。

第4条と同様、第5条による改正は、平成30年柴田町町税条例第1号において改正した内容の一部を改正するもので、大法人の電子申告義務化に伴う提出方法及び災害、その他の理由による障害発生時の所要の規定について整備するものでございます。

155ページをお開き願います。

この条例の附則の規定でございます。施行期日及び経過措置などを規定するものです。施行期日は原則平成31年4月1日施行とするものですが、附則第1条の各規定につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

附則第2条からは、各税目の経過措置などを規定したものでございます。

以上で柴田町町税条例等の一部を改正する条例についての詳細説明といたします。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第6号専決処分の報告についてを終結いたします。

日程第10 報告第7号 専決処分の報告について

（柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（高橋たい子君） 日程第10、報告第7号専決処分の報告を求めます。町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第7号専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたことに伴うものです。改正の主な内容は、基礎課税額の限度額及び軽減対象世帯の軽減判定所得の算定額について定めるものです。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項第7項の規定により専決処分したので、報告するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。税務課長。

○税務課長（水上祐治君） 報告第7号柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

改正内容の主なものは、課税限度額の見直しと低所得者に係る軽減措置の拡充が行われるものです。

報告書161ページをお開き願います。

専決処分書です。専決年月日は、平成31年3月31日です。

163ページをお開き願います。

柴田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例です。

改正後の欄でご説明いたします。

第2条第2項において、基礎課税額の限度を「58万円」から「61万円」にするものです。

第23条は、国民健康保険税の減額を定めております。保険税の負担能力が特に不足している被保険者を救済するため、世帯の所得が一定額以下の場合に応益割の部分、均等割と平等割額

の部分について軽減するものでございます。第2号において、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずるべき金額を「27万5,000円」から「28万円」に、第3号では、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずるべき金額を「50万円」から「51万円」に引き上げるものでございます。

附則です。

第1項は、施行期日の規定です。この条例は、平成31年4月1日から施行するものです。

第2項は、適用区分の規定でございます。

以上、柴田町国民健康保険税条例の一部改正についての詳細説明といたします。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第7号専決処分報告についてを終結いたします。

日程第11 報告第8号 平成30年度柴田町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第12 報告第9号 平成30年度柴田町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（高橋たい子君） 日程第11、報告第8号平成30年度柴田町一般会計繰越明許費繰越計算書について及び日程第12、報告第9号平成30年度柴田町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、以上2件を一括して報告を求めます。町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました報告第8号平成30年度柴田町一般会計繰越明許費繰越計算書について及び報告第9号平成30年度柴田町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての報告理由を申し上げます。

平成30年度柴田町一般会計予算及び平成30年度柴田町公共下水道事業特別会計予算のうち、令和元年度への繰越事業として既に議決いただいている事業の繰越明許費繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。最初に、財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） それでは、報告書165ページをお開きください。

報告第8号平成30年度柴田町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましてご説明いたします。
167ページをお開きください。

平成30年度柴田町一般会計におきまして、繰越明許費を設定し、今年度に繰り越しをいたしました事業は、平成30年度柴田町一般会計繰越明許費繰越計算書に記載しておりますとおり、国の第2次補正予算に対応した太陽の村冒険遊び場キッズバイクパーク整備事業など、7件の事業になります。今回報告いたします繰越事業につきましては、それぞれの予算補正の際に繰越明許費補正として説明をさせていただいておりますが、7件の繰越事業について、繰越事業量、繰越金額が確定したことにより報告をさせていただくものです。

お配りしております関係資料に基づいて説明いたします。A3判の報告第8号から第10号関係資料、平成30年度一般会計繰越事業一覧の繰越明許費をごらんください。

表の見出しに、款、項、事業名、さらに繰越事業の内容について、委託名・工事名などを記載しております。次に完了日または完了予定日、金額、翌年度繰越額となります。この翌年度繰越額が繰り越しの事業量となりますが、その財源内訳を右側に記載しております。財源内訳のうち、既収入特定財源は、平成30年度中に収入された特定財源となります。未収入特定財源は、事業の進捗状況及び完了に伴って交付措置されます国県支出金、補助金及び地方債となり、その残額については一般財源となります。

翌年度繰越額の合計額は、合計欄にありますように11億2,330万5,000円となっております。

繰越事業の内容につきましては、事業内容の欄に記載しておりますとおり、2款総務費では、1項総務管理費、太陽の村冒険遊び場キッズバイクパーク整備事業、改修設計、工事管理委託、キッズバイクパーク整備工事、ランバイク、コース設置備品などの内容となっております。

8款土木費では、1項土木管理費、木造住宅耐震改修工事助成事業補助及び5項住宅費、町営住宅建設事業の2事業となります。木造住宅耐震改修工事助成補助や北船岡町営住宅5号棟新築工事などの内容となっております。

10款教育費では、1項教育総務費、小中学校空調設備整備工事管理委託料、小中学校空調設備整備工事、小中学校大規模改造工事（トイレ）実施設計業務委託料、小中学校大規模改造（トイレ）の4事業を行う内容となっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） 引き続き、報告書169ページをお開きください。

報告第9号平成30年度柴田町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について説明申し上げます。

171ページをお願いいたします。

繰越計算書です。

平成30年度公共下水道事業特別会計におきまして、繰越明許費を設定し、平成31年度に繰り越した事業は、国の補正予算に対応した浸水対策下水道事業と下水道ストックマネジメント事業の2事業となります。2件合わせまして8億3,350万円の全額を翌年度に繰り越したものです。今回報告いたします繰越事業につきましては、それぞれの補正予算の際に繰越明許費補正として説明させていただいておりますが、繰越事業量及び繰越金額が変更なく確定したことから報告させていただくものです。

財源内訳ですが、未収入特定財源につきましては国からの支出金と地方債、その他は共同施工に伴い大河原町からの負担金収入であり、不足額につきましては一般会計からの繰入金となります。

お配りしていますA3判の関係資料に基づき説明を申し上げます。

表2段目の平成30年度柴田町公共下水道事業特別会計繰越事業一覧をごらんください。

2款1項下水道事業費の浸水対策事業ですが、鷺沼排水区雨水整備に係る委託料と請負工事費でございます。いずれも年度末の国補正対応の予算確保でありましたことから、全額を繰り越したものであります。下記の鷺沼雨水排水区整備工事は、5号調整池整備であり、ことし3月に議決をいただき発注いたし、工事管理委託は5月中旬に契約しております。両件とも、令和2年2月28日の完了を図るものであります。

下水道ストックマネジメント事業の業務委託料は、既施設の更新工事を効率的に実施するための計画策定であり、緊急輸送路や防災施設の連絡重要路線を見直す業務を追加したため予算繰り越したものであります。予定どおり先月5月末にて事業を完了しております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑は一括といたしますので、質疑に当たっては報告番号を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第8号平成30年度柴田町一般会計繰越明許費繰越計算書について及び報告第9号平成30年度柴田町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを終結いたします。

日程第13 報告第10号 平成30年度柴田町公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書について

○議長（高橋たい子君） 日程第13、報告第10号平成30年度柴田町公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書について報告を求めます。町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました報告第10号平成30年度柴田町公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書についての報告理由を申し上げます。

平成30年度柴田町公共下水道事業特別会計予算のうち、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかった事業費を事故繰越ししたので、その繰越計算書を地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告いたします。

詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） それでは、詳細説明をさせていただきます。

報告書の173ページをお開きください。

報告第10号平成30年度柴田町公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書につきまして説明申し上げます。

175ページをお願いいたします。

繰越計算書になります。

2款1項下水道事業の公共下水道事業と浸水対策下水道事業の2事業合わせまして、2億378万3,614円となります。公共下水道事業につきまして補償費算定の検討に日数を要したため、浸水対策事業については補償移転工事に日数を要するために、翌年度に繰り越したものです。

お配りしておりますA3判の関係資料に基づき説明申し上げます。

表3段目の平成30年度柴田町公共下水道事業特別会計繰越事業一覧の事故繰越しをごらんください。

内容につきましては、公共下水道事業の家屋調査委託料1件と浸水対策下水道事業の委託料、請負工事費及び補償費各1件の計4件でございます。公共下水道事業の家屋調査委託料につきましては、家屋調査後に補償費の算定作業に移行し、関係者との交渉を行いましたが、補償費

算定の検討に日数を要してしまったことから、翌年度平成31年度に補償費算定に係る業務を繰り越したものでございます。

また、浸水対策下水道事業につきましては、鷺沼1号雨水幹線と鷺沼6号雨水幹線の整備工事に伴う電力柱及びN T T光ケーブル補償移設工事の調整に日数を要してしまったことから、翌年度平成31年度に繰り越したものでございます。

財源内訳でございますが、公共下水道事業については一般会計の繰入金となります。浸水対策下水道については、国からの支出金と地方債、その他は大河原町からの負担金収入であり、不足額につきましては一般会計からの繰入金となっております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（高橋たい子君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑回数は1人1回です。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第10号平成30年度柴田町公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書についてを終結いたします。

日程第14 平成30年度3月会議時 文教厚生常任委員会付託

陳情第8号 宮城県に対し、小・中学校全学年で少人数学級実現等を要請する意見書採択を求める陳情書

○議長（高橋たい子君） 日程第14、平成30年度3月会議において、文教厚生常任委員会に付託いたしました陳情第8号宮城県に対し、小・中学校全学年で少人数学級実現等を要請する意見書採択を求める陳情書を議題といたします。

本件について、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。委員長、吉田和夫君の登壇を許します。

〔文教厚生常任委員会委員長 登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（吉田和夫君） それでは、委員長報告をいたします。

平成30年度3月会議において、文教厚生常任委員会に付託されました、陳情第8号宮城県に対し、小・中学校全学年で少人数学級実現等を要請する意見書採択を求める陳情書の審査結果を報告いたします。

令和元年5月17日に委員会を開催し、審査いたしました。

委員会は、執行部の説明聴取及び陳情者から資料を取り寄せるなど、慎重に審査した結果、以下の理由により採決すべきものと決しました。

当該陳情は、子どもたち一人一人に目が行き届き、子どもの声に耳を傾けることができ、どの子どもも楽しく安心して学べ、健やかに育つことができる学校教育の条件整備のため、宮城県に対し、県が独自で実施している学級編制弾力化事業を拡大し、全ての小・中学校全学年での35人以下の少人数学級の実現と特別支援学級の編制標準を8人から6人にするよう要望する意見書の提出を求めるものです。

宮城県の学級編制弾力化事業は、小学校1・2学年、中学校1学年において、35人以下の少人数学級での編制を行うものですが、全国的には都道府県独自の取り組みによってさらに拡充が進められています。東北6県においても、宮城県以外では35人以下学級の対象学年を拡充するなど、少人数での指導が行える体制づくりが進んでおり、宮城県が一番おくれた状態となっております。近年の県内児童生徒の学力低下の一因とも考えられることから、早急に小・中学校全学年での35人以下学級を実現し、子どもたち一人一人に目が行き届き、よりきめ細かな対応ができる学習環境を確保することが必要であると考えます。

また、特別支援学級の編制標準を8人から6人にすることについては、6人にするという要望の根拠が不明であることや、現在市町村が配置している特別支援教育支援員を拡充することでも課題に対応することが可能であるとの理由などから反対意見がありました。しかし、普通学級全てに少人数学級実現を要望する以上、特別支援学級においてもよりきめ細かな対応ができる環境整備を要望することが必要であること、障害の特性などによっては6人に対して1人の教員でも対応に苦慮する可能性はありますが、8人に対して1人の教員が対応している現状では、なおさら児童生徒の安全面の確保が難しいと思われること、そのような状況もあり、市町村は独自に特別教育支援員を配置していることであり、本来は教員の加配を実現することが理想であることなどの理由から、特別支援学級の編制標準を8人から6人にする必要があるとの結論に達しました。

以上の理由から、採決の結果、本委員会では、当該陳情に対し、賛成多数で採決すべきものと決しました。

文教厚生常任委員会委員長、吉田和夫。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 委員長、確認をさせていただきます。

最後のほうの最後から6行目、「市町村は独自に特別支援」、「支援」が抜けたようござ

いましたので、確認をさせていただきます。

○文教厚生常任委員会委員長（吉田和夫君） 済みません。「独自に特別支援教育支援員」、
これをお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） はい。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより陳情第8号宮城県に対し、小・中学校全学年で少人数学級実現等を要請する意見書採択を求める陳情書についての採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は、採択すべきものであります。

お諮りいたします。この陳情は、委員長の報告のとおり採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、この陳情は、委員長の報告のとおり採択すべきものと決しました。

ただいまから休憩いたします。

11時10分再開といたします。

午前10時54分 休 憩

午前11時10分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

日程第15 一般質問

○議長（高橋たい子君） 日程第15、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

なお、当局には議長から質問の要旨を通知しておりますので、質問、答弁は簡潔、的確に行

うよう要望しておきます。

それでは、9番平間奈緒美さん、質問席において質問してください。

〔9番 平間奈緒美君 登壇〕

○9番（平間奈緒美君） 9番平間奈緒美です。

大綱3問、質問いたします。

1問目、**柴田さくらマラソンなど、スポーツ振興の取り組みは。**

スポーツ振興は、心身の健康維持・増進や青少年の健全育成、町内外の交流、「ひと」「まち」の元気を育むことなど、まちづくりの根幹となるのではないのでしょうか。スポーツを通じて地域の人々が交流を深めていくことは、住民相互の連携を促進するとともに、地域への愛着を感じるなど、地域の一体感や活力、きずなの再生につながっています。柴田さくらマラソンは、町のPRを兼ねながら町民が楽しむことができるスポーツイベントとして続けてきた事業です。しかし、開催経費に加え人的な負担が重いことなどから、第6回大会を最後に休止していました。その後、住民主体の実行委員会を立ち上げ、現在の大会となっています。

そこで、何点か質問いたします。

1) 住民主導で開催した柴田さくらマラソン大会は、槻木を走るハーフコースがメインの大会になって5回目を終えました。ことしは桜が満開の中での開催となり、過去最高の参加者が本町にお越しいただきました。この大会を継続していく上で、町との協力体制が必要不可欠です。第6次柴田町総合計画の中にも、柴田さくらマラソンの支援が明記されています。町としてのマラソン大会への考え方を伺います。

2) 今回のマラソン大会で、マラソンランナー、オリンピックの猫ひろし氏がゲストランナーで参加し、大会が大いに盛り上がりました。そこで、スポーツ都市宣言20年目を迎えるに当たり、猫氏をスポーツ観光大使として招いてはいかがでしょうか。

3) 柴田球場前にある柴田町スポーツイベント看板ですが、現在どのような活用をしているのでしょうか。

2問目、**全国さくらサミットをどう生かす。**

第27回全国さくらサミットが、埼玉県幸手市で4月4日に開催されました。今回ホスト自治体となった幸手市にある、関東の桜の名所として有名な幸手権現堂桜堤は、約1,000本のソメイヨシノが1キロメートルにわたって咲き誇り、堤の周辺の菜の花とのコントラストは大変見事なものです。また、6月には色とりどりのアジサイ、9月には真っ赤に染まる曼珠沙華（彼岸花）、1月には白い可憐なスイセンが見ごろを迎え、柴田町と共通するものが多くあります。

私が所属する会派でも、3年前に幸手市の桜観光について視察をしています。交通渋滞解消に向けての取り組みや町なかへの誘導など、参考にすべき事例がありました。

そこで質問いたします。

- 1) 全国さくらサミットに参加しての感想は。
- 2) 他の自治体で行っている、柴田町の参考となる事例は。
- 3) 町の誇りである桜を、次世代にどうつなげていくのですか。
- 4) 今後の桜の植樹計画は。

大綱3問目、投票率向上に向けて。

選挙権年齢が18歳以上となり、投票で若者の声を政治に反映させることができるようになった一方で、若者の低投票率が課題となっています。平成26年（2014年）の衆議院議員総選挙における年代別投票率では、20歳代の投票率が32.6%であったのに対して、60歳代は68.3%と2倍以上の差がありました。

若者の投票率が低くなると、若者の声は政治に届きにくくなり、その結果、若者に向けた政策が実現しにくく、また実現するのに時間を要する可能性があります。

全国では「選挙パスポート」や「選挙手帳」を配布している自治体があります。これは、投票するたびにスタンプを押し、自分の生涯投票率を記録するものです。選挙に関する基礎知識も掲載されており、岐阜県関市では平成25年1月開催の成人式から全参加者に、山口県宇部市では27年1月から、また愛知県犬山市では28年6月から配布しています。

平均寿命80歳までの人生で、約100回の投票機会があります。若者や今まで投票に行かなかった人の投票を促し、投票率向上につなげていくため、選挙パスポートの導入を視野に入れてはどうでしょうか。

そこで、投票率向上への取り組みについて質問いたします。

- 1) 本町における投票率向上への取り組みの現状は。
- 2) 直近の選挙における年代別投票率は。
- 3) 若者や今まで投票に行かなかった人の投票を促すために、選挙パスポートを導入してはどうですか。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。1問目、教育長、2問目、3問目、町長。最初に、教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（船迫邦則君） おはようございます。

平間奈緒美議員の大綱1問目、さくらマラソンなどスポーツ振興の取り組みについてお答えします。

3点ございました。

1点目、町のマラソン大会への考え方についてです。

さくらマラソン大会は、ことしで13回目を迎え、現在のコース設定での開催も5回目となり、住民有志による住民主体のイベントとして確実に定着してきていると感じております。ことしの大会は好天に恵まれ、満開の桜のもと、町内外から過去最多の参加者を迎えての開催となり、大きな事故などもなく、盛会のうちに終えることができたことはまことに喜ばしいことと思っております。

町としましては、以前よりご理解いただいておりますように、4月は桜まつりの開催期間中であるため、町からの人的及び体制的な支援を行うことについては困難な状況にあり、側面的支援にならざるを得ませんが、大会運営費用への補助金の交付や柴田町体育協会加盟団体へのボランティア役員協力の依頼や調整、また関係課の協力に加えて、かねてより要望のあったコースとなっている町道の補修や河川敷内走路の全面舗装を行うなど、できる限りの支援を行ってまいりました。これまでの実行委員会の運営につきましては、委員各位の努力により体制が着実に整備され、大会の継続実施につながっていることに敬意を表するものであります。町としましては、これからも変わらず側面的支援を継続し、協力していく姿勢でございます。

2点目、スポーツ観光大使についてです。

ことしのさくらマラソンには猫ひろし氏がゲストランナーとして参加し、出場者とともに走っていただいたことにより、これまでとは違った盛り上がりとなったと感じております。他の自治体においても、著名人を大使として委嘱し、種々の分野のイベントに招き、活動してもらうことで、産業・観光・文化などの振興を図っている例が多くあることは認識しているところでは。

今後の町のスポーツ政策を進めていく上で検討すべき施策はさまざま考えられますが、町では現在、来年開催される東京2020オリンピック・パラリンピック大会に向けて、平成29年度からベラルーシ共和国のホストタウンとして新体操ナショナルチームの事前合宿招致事業を進めているところです。平間議員ご提案のスポーツ観光大使の招致も今後のスポーツ振興施策の検討課題の一つとは思いますが、現時点では継続的な観光大使を委嘱するという考えではなく、記念大会など節目となる大会の折々に地元にゆかりのあるランナーを招待することなど検討す

るとどめ、まずはベラルーシとの国際交流を通じたスポーツ・文化交流の促進を当面の課題として、これを機に今後の町民のスポーツに親しむ機運の醸成を図ることを目指していきたいと考えております。

3点、スポーツイベント看板の活用についてです。

柴田球場前のスポーツイベント看板は、平成11年の柴田町スポーツ都市宣言制定の翌年に種々のスポーツイベント開催について掲示し、より多くの町民にスポーツイベント情報を提供するため、またスポーツ都市としての機運の醸成を図るために設置したものです。平成13年の国民体育大会の折には、水球やウエイトリフティング競技の柴田町開催について掲示し、大会のPRを図りました。設置から15年経過した平成26年度には、看板面の剝離や支柱のさびなどの劣化が著しかったため、改修工事を実施して再整備しております。最近では、平成29年の全国高等学校総合体育大会の折に、柴田町での水球競技開催について掲示を行っております。文字のサイズやデザインなど、表示全体の見栄えをよくしてほしいといった声もありますので、改良を検討するとともに、今後も全国各地から競技者が柴田町に集うような大規模なスポーツイベントが開催される折や、開催する催しについて掲示するほか、スポーツに限らず年間を通して町のイベント情報を発信するなどの使い方も含めて、これからの活用策について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 2問目、3問目、町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 大綱2問目の全国さくらサミット関係で4点ほどございました。随時お答えをいたします。

全国さくらサミットは、昭和63年に当時の島根県木次町、現在の雲南市で第1回のさくらサミットが開催され、桜によるまちおこしを根底に据えながら、開催地が抱えている地域課題をテーマに取り上げ議論を重ねてきました。今年度第27回となったサミットは、埼玉県幸手市で開催され、「幸せな桜のまちづくり～手を取り合って未来へつなぐ～」をテーマに議論を深めたところです。幸手権現堂桜堤の視察では、平間議員おっしゃるとおり1キロメートルにわたる桜堤とその周辺に広がる菜の花畑は、桜のピンク色と菜の花の黄色のコントラストは大変すばらしい景観であると感動いたしました。さらに、夜間には桜のライトアップに加え、1キロメートル区間の堤防上の道路全区間をライトアップするなど、夜間に訪れるお客様を楽しませることや安全に歩くための工夫をしていること、トイレや露店の多さ、授乳テントの設置など、

さすが100万人を超える桜まつりでにぎわう関東有数の桜の名所であると感心をしてきたところでございます。私個人といたしましては、景観は素晴らしいんですが、白石川一目千本桜のほうが魅力的であると確信をしたところでございます。

2点目、他の自治体で行っている事例でございますが、今回のさくらサミットでは「桜を地域経済活性化につなげるための取り組み・課題」「桜の名所を年間観光スポットにするための取り組み・課題」「未来の担い手である子どもたちに桜を守り育てる意識を醸成するための取り組み・課題」について、参加18自治体間で議論を重ねてまいりました。埼玉県幸手市では、交通渋滞対策として道路の交差点部等に交通誘導員を配置したり、幸手駅から桜まつり会場までの路線バスの臨時便を20本増便させるなど、渋滞緩和を図る取り組みを行っております。新潟県五泉市では桜の成分を活用した商品開発に取り組んでいる事例や、東京都豊島区での桜の歴史を学ぶ授業として教育課程に位置づけている事例がございました。しかし、一方で、幸手市では幸手駅から桜まつり会場までの約2.5キロメートル区間に商店街がありますが、100万人の観光客をいかに地域経済の活性化に結びつけていくかが今後の課題であるという意見もございました。

3点目、平成26年度に策定したしばたの桜100年計画に基づき、平成27年度より老木となった桜の保護育成のため、樹木医監修のもと樹勢診断や治療等を行っておりますが、さらに継続して進めてまいります。

また、柴田の桜のブランド化を図るため、現在さまざまな取り組みを行っておりますが、桜を後世に引き継いでいくためには、世代を問わず多くの方々に郷土愛を持ってもらうことが大切だと考えております。その取り組みとして、桜まつり開催前に行っている「おもてなし作戦」には、船岡、船迫両中学校の生徒240名を含む約900名を超える町民の方々にボランティアとして参加いただきました。さらに、桜まつり期間中には、おもてなしボランティアとして参加する方々も年々増加している状況にありますし、今後とも小中学生が取り組んでいる「SAKURA PROJECT」を充実させるなど、多くの方々が桜に関するイベントにかかわっていただくことで、町の誇りである桜を次世代に継承していきたいと考えております。

4点目、今後の桜の植樹計画でございます。

今年度の新たな植栽計画として、ソメイヨシノに比べ開花が遅いヤマザクラやサトザクラなど約100本程度を日本さくらの会から提供いただく段取りを進めております。植栽場所は、船岡城址公園の北側斜面や西側駐車場などを考えており、桜の開花期間を少しでも長く楽しめるよう計画しているところでございます。

また、今回さくらサミットが開催された幸手市の権現堂桜堤のように、桜だけではなく、ハナモモ、リキュウバイなどの花木等を植栽することにより、さらなる魅力が高まるような取り組みも積極的に行っていきたいと考えております。全国さくらサミットに参加することで、全国の桜の名所を拝見することができ、今後とも桜によるまちづくりを実践している先進地の事例を参考にしながら、植栽計画を進めていきたいと考えております。

大綱3点目、投票率の向上で3点ございました。

1点目、町選挙管理委員会では、選挙ごとに啓発用チラシを作成し、各家庭へ全戸配布しております。また、選挙期間においては、広報車による巡回広報を行い、選挙の周知と棄権防止に努めております。さらに、将来の有権者である児童生徒に対しては、選挙や政治に対する関心を持ってもらうため、毎年選挙出前講座を実施しております。平成30年度は町選挙管理委員会主催の出前講座を西住小学校で行い、県選挙管理委員会主催の出前講座を船岡中学校及び船岡支援学校で実施いたしました。今後も継続的に投票率の向上に向けての啓発活動を実施してまいります。

2点目、年代別投票率ですが、残念ながら年代別の投票率を集計できる電算システムは、第7投票所となっている柴田町役場にしか導入できておりません。そのため、この第7投票所での年代別投票率を申し上げますと、直近に執行された第48回衆議院議員総選挙では、一番高かった年代の投票率は70歳から74歳までの77.06%、2番目が65歳から69歳までの70.0%、3番目が75歳から79歳までの69.59%となっており、70歳以上の投票率が65.19%と高くなっております。一方、投票率の低い年代は20歳から24歳までの年代が14.65%、18歳から19歳までが25.37%となっており、若い年代の投票率は低い傾向にありました。

3点目、選挙パスポートの関係ですが、投票率の向上に向けては、他市町村においてもさまざまな取り組みを行っており、選挙パスポートもそのうちのひとつの手段であると捉えております。しかし、根本的な投票率の向上に結びつけるためには、選挙が自分たちの思いを届ける唯一の手段であること、選挙の結果が自分たちの生活に大きく影響してくるという実感を持っていただくことが大変大事であると考えております。

さらに、外国のようにもっと自由に選挙活動に参加できるように選挙制度を変える必要があると思っております。地道ではありますが、子どもころから選挙や政治について学んでもらい、選挙に関心を持ち、みずからの一票が自分たちの地域や生活を変えていくという意識を育てていくことが必要ではないかと考えております。

今後とも、選挙出前講座等の啓発活動を継続し、投票率の向上に努めてまいります。なお、

ご提案あった選挙パスポートによって投票率の向上が大幅に図られるものなのかどうか、他の市町村の動向を注視させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 平間奈緒美さん、再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） それでは、再質問させていただきます。

スポーツ振興ということで、3点ほど出してあります。まず、ちょっと順番逆になるんですけども、看板の件について質問させていただきます。

先ほど、教育長答弁では今後スポーツイベントや、あと町のイベントでも活用できたらということでご答弁いただきましたけれども、やはりスポーツ都市宣言と書いてあって、スポーツのイベントと書いてあるからには、スポーツイベントをまずメインに持ってくるというのが必要かなと思っております。例えば近々ですと、ベラルーシ新体操が7月にいらっしゃるということで、それをまずはメインに掲げてはいかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） ベラルーシの新体操の演技会の宣伝ということですが、これは白石市と仙台大学、それから立川市、柴田町と協議会をつくっていますので、その中でつくることができるのか、予算的に、その辺はちょっと話をしていきたいと思います。大体看板1本当たり数万円かかりますので、その辺の予算面もありますので、ちょっと協議会のほうと話し合わせてください。よろしく申し上げます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） 仙台大学でお越しいただいて演技を発表するという、毎年ここ2年来ていただいておりますけれども、やはり多くの町民に知っていただく、あそこの場所ってとってもいいと思うんです。駅からも電車からも見えるし、そういったイベントをどんどん周知していくことで、スポーツにかかわる、かかわらない別として、興味がある方が仙台大学に足を運んでいただくというのは非常に大切だと思います。ぜひ、予算面で検討する余地ということではあるんですけども、これはまずすぐにできることだと思いますので、考えていただけないでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） 先ほども述べましたけれども、スポーツ振興課だけでできる問題ではないので、ベラルーシ関係は協議会もございまして、ちょっとそちらに話させてください。

それから、インターハイのときに看板を掲げました。30文字から25文字でしたけれども、割と電車からは見づらいということです。あと、電車の中では今外を見ている方が非常に少なく、スマホを見ている方が多いので、少しその辺も検討しなければいけないのかなと思っていました。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） 私も文字を実際にイベントがあるところの、張ってあるものは見たことがないので、済みません、そのときは文字を大きくして、できるだけスマホをいじっているのは若い人ももちろんですけども、全員ではありませんので、やはりちょっと目を上げたときにちょうど見えるような感じでなるといいのかなと思っております。スポーツ振興課でやっているイベントとしては、行政区対抗玉入れ大会とか、あとスポーツフェスティバル in 柴田など、その他大会とかいろいろありますので、せっかくあるものですから、使うべきだと思います。新体操だけに限らずに、これから使っていくというお考えはないのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） 今現在、スポーツ振興課で行っている事業につきましては、全てが町民対象ですので、お知らせ版等で町民の方々に周知するという事です。もし、お使いになるのであれば、さくらマラソン大会など開催がありますというので使われるのが本当は一番いいのかなと思って、柴田町民でなく県内の方、県内外の方々がもしかしたら見るということで、そういうことも利用が可能だとは思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） そのときの使用したいときはどのような手続をとればいいのでしょうか。特に要綱等は決まっていないと思うんですけども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） 要綱はございません。使用料は今のところ何も考えておりませんので、ただ製作費が少し高くつくかと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） わかりました。そのときは、例えばいろんな団体で使いたい、大きな大会をするから使いたいというときはスポーツ振興課に行って申請というか、すればいいということですね。確認です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） その際は、柴田町が後援なり共催なりしている事業という

ふうに限らせていただきます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） できるだけイベント情報ということで、やはりスポーツ都市宣言しているということですので、看板もせっかくあるものですから使うべきだと思いますので、これから使うような、使っていただけるような声かけも必要だと思いますので、そのあたりお願いいたします。

それでは、2) 番のスポーツ都市宣言していることでスポーツ観光大使、以前観光大使ということで質問させていただいたんですけれども、今回はちょっと的を絞ってスポーツ観光大使ということで質問させていただいております。

今回、猫氏に来ていただいた理由なんですけれども、やはり多くの方が知っている、マラソンをする方だけではなく、小さいお子様から高齢の方まで知っていて、しかも猫氏はカンボジアの国籍で今柴田町で推進しているインバウンド、しかもオリンピックの選手です。そういったところで、やはりそういった方をお招きしてマラソン大会を盛り上げていただいたというところがございました。そういったところで今回、情報の発信とか、さまざまのところを通して猫氏にお願いしたらどうかというところで上げたんですけれども、今回ちょっとまだまだ検討していきます的なご発言だったんですけれども、検討はどういった検討をされたのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） 先ほども答弁で申し上げましたが、やっぱり大使となると、柴田町にゆかりがある、出身である、柴田町に在住していたとか、そういう関係が大使となって委嘱するというのが通常です。今回はゲストランナーということで呼び出したということでした。ゲストランナーの場合は、大会を盛り上げるのも一つ、それから参加人数をふやす、参加者をふやすという目的になるかと思います。私が思うには、さくらマラソンはもう皆さんに周知されていて、とても大きな大会で、誰もが知っているすばらしいマラソン大会だと思っていますので、ゲストランナーをお呼びにならなくても十分やっていけるのかなと思っています。

大使のことについては、今後いろいろな面で考えていかなければいけない、もしくはあとはマラソン大会が例えば20回の節目、30回の節目のときにゲストランナーをお呼びするとか、そういうことで今後実行委員会と柴田町で話し合っていきたいなと思っていました。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） 今回猫氏をお招きしたというか、マラソン実行委員会でお招きしたと

いう、ちょっと聞いている話では、会場内に来られないボランティアの皆さんをやはりどうやったらさらに皆さん盛り上げていただけるかというところで、猫さんをお願いをしたところです。会場の外、なかなか私もボランティアで入っておりますけれども、会場の外に行くことは、会場の外で見ることでできないですので、どういうふうに皆さんがやっているかというのはわからないんですね。給水だったり、走路誘導だったり、さまざまところで頑張っている皆さんを少しでも励ますというか、応援していくというところで猫さんに盛り上げていただいたというところもあるんですね。猫さんの、そういった意味でやはりちょっとこう有名な方というか、をお招きするというのは大事だと思うんですけども、全く今のところ考えてはいないということではよろしいのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） 今回、猫さんをお呼びしたのが、そのボランティアの方々にも盛り上げてほしいという理由は今初めてわかりました。ボランティアの皆さんは、選手たちやゲストと思ひまして、皆さんといろいろ応援をしているというふうに思っていますので、ゲストランナーを柴田町でお呼びするということは今のところ考えておりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） 猫さんが自身のSNSでいろいろと柴田町のさくらマラソンに参加しましたということで上げておられるんですけども、それは見られましたか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） はい、見せていただきました。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） では、どんな感想でしたか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） 猫選手は、柴田町だけでなく、東北復興マラソンとかもっと大きなマラソンも出ています。そのたびにきちっとそのときの様子やら走った感想なんかも書いておられると思います。柴田町においても書かれていたので、皆が見ているなというふうには感じていました。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） なかなか観光大使となると難しいんでしょうけれども、そういった意味でどんどん皆さんが、猫さん自体はいろんな講演とかもしていってらっしゃいます。例えば、大使が活動するさまざまな場面における柴田町のPRやスポーツ振興事業、スポーツ社会への助

言や協力や、あとマラソンランナー、ゲスト、あとランニングクリニックなんかもいろいろとやっていたらいいということですので、今すぐ、はいという返事はいただけないようです。ぜひ近いうちにこの20年という節目を迎えておりますので、スポーツ観光大使としてお招きしてほしいなというのがあるんですけども、町長、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 実は、言葉悪いんですけども、役所のアクセサリーとしてね、いろんな観光レディーとかライスレディーとかやるんですが、なかなか継続しないということでございます。というのは、話題性はあるんですけども、実際にその大使としてどのようにして活用していくかという戦術が今のところまだ浮かんでおりません。ですので、それもスポーツに限ってのことなので、観光大使ということであればもっともっと詰めなければならないことがあるのかなと思っております。ただ、節目のときにゲストランナーとして記念大会ということと呼ぶ分には可能性があるのではないかとというのが今の時点での答えになるかと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） 先ほど教育長の答弁で、地元にはゆかりのある人を誘致したいということがご答弁でございました。どのような方がいらっしゃるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） 地元出身の方で活躍している方は少ないとは思いますが、例えば仙台大学で申し上げますと、系列に明成高校がございます。ここの陸上部の長距離の部では、日本で活躍する選手たちが多くいますので、そういうつながりも一つかなと思っていました。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） 余りしつこく言うとあれなので、ぜひ本当にボランティアの方たち、そして会場にいる人たち、選手はもちろんですけども、その人たちみんなが知っている、もちろんそのスポーツのところでは有名な選手かもしれませんが、やはり地域の大きなイベントと考えておりますので、そういったところでこういった猫さんのような方が来ていただければ、もっともっと柴田町が盛り上がるのかなと思って今回提案させていただきました。ぜひ検討していただきたいと思っております。

それでは、1)番、さくらマラソンの考え方について伺わせていただきます。

ことし、先ほどもありましたけれども、多くの方にボランティアとして参加していただいております。柴田小学校の児童による大黒舞、槻木小学校吹奏楽部の演奏、そして槻木中学校で

はマラソンコースの清掃活動、そしてあと当日は船岡中学校、槻木中学校、そして近隣の高等学校から多くの支援をいただいて、それだけでも1,000人を超えるボランティアの方々がいらしてあります。本当に大会を盛り上げていただいたというところで、皆さん本当に感謝しているところがございます。

そして、やはりこの大会は共催事業として町の協力をいただいている。教育長答弁でも側面からということで、側面的な支援はしていますよということでご答弁があったんですけども、私は当日のことだけではなくて、やはりその大会が開催されるまでの期間の人的な体制というんですか、もちろん今も協力はいただいていると思うんですけども、さらにもっと人的に体制的なものを整えていかななくては、このマラソン大会、なかなか続けていくのが難しくなってしまうのが現状だと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） 大会が開催されるまでの間に、各課とも実行委員会と協議を重ねて、例えば給水の面であったり、道路の使用許可だったり、警察協議だったり、それぞれの担当課が実行委員会の方々と一緒に関係機関に行ったり、それから準備をしたりということで、大会前から実行委員会の方々と準備を進めているところがございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） もちろん協力いただいて、担当課にももちろんお話を通していただいたり、あと自衛隊や警察関係にも一緒に行っていたいただいているというところですけども、やはり町が共催ということもあって、本来であれば、例えば仙台大学、あとは地元企業のところにも町の職員の方と一緒に行って、町と共催ですよというところがないと、もう何回もやっているからいいですよではなくて、一緒に行くことで柴田町と一緒にやっているんだよというところが非常に明確になると思うんです。今それがちょっとないので、できればそういったところの人的にもう少し一緒に行っていただくとかというのは可能でしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） 企業でいきますと、多分駐車場だと思うんですけども、駐車場のところは、初めスポーツ振興課の職員も一緒に行って、実行委員会の方々と回りました。それが何回かするうちに、実行委員会のほうからもう大丈夫です、私たちのほうでできますということであったものですから、そこからスポーツ振興課のほうでは行かない。ただ、新しいところについて、もし実行委員会のほうから一緒に行っていただきたいということがあれば一緒に行きたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） わかりました。それでは、実行委員の方がもしここに一緒に行ってくださいということがあれば行っていただけるということでもよろしいですね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） 平成27年にスポーツ振興課ができたときにそういう約束だったと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） 今回、第6次柴田町総合計画の中に、柴田さくらマラソンに対して支援していきます、民間主導で開催されている柴田さくらマラソンが今後も安定的に継続して開催できるように支援しますと書いてあります。どのような支援を考えているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） これは、答弁していますように、側面的支援でございます。人的、体制的支援はできませんけれども、町としては補助金、それから私どもスポーツ振興課は柴田町体育協会、それから柴田町陸上競技会とのパイプがございますので、ボランティアの派遣、それから審判の派遣についてご協力したいと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） もちろん、側面的な支援というのは、会場内の河川敷内のコース、全面舗装になり、選手の皆さん安全に走られるようになったという、今回評価もいただいております。あと、運営資金面でもt o t oに申請をしていただいたり、あと先ほども何度も出ております警察、自衛隊など、関係団体、関係するところにも一緒に行っていたいております。ただ、運営面において、共催である以上は、やはり例えば窓口がスポーツ振興課であれば、スポーツ振興課として一緒にこの大会を盛り上げていくということが必要だと思うんです。大会当日のお手伝いをだとか、もっと補助金欲しいということを行っているのではなくて、そういった側面的な支援、もっと人的な協力が欲しい。でないと、この大会というのが継続が非常に難しくなっていると思っております。実際、継続は難しいとスポーツ振興課は思っていないのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） まずは、人的支援ですけれども、先ほどから述べていますように、側面的支援ということでお願いしたいと思います。また、今後継続していくためにも、

実行委員会の若返りが必要になると私は感じております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） 多くの町民の方がボランティアで参加している大会です。やはり町と協働でしていくというのがこの大会をさらに盛り上げていくことで必要なのかなと思います。今後も、大会自体続けていくためにも、本当にここ5回目を迎えて、大会実行委員のメンバーも、もともと有志で始めておりました。高齢化によって大会自体ができなくなるかもしれないという毎年危惧を感じながらやっているというお話も聞いております。やはり、行政と実行委員会、そして関係団体とのコミュニティがきちんとうまくできていかないと、大会自体が本当にこのままで終わってしまうという危機感を感じているんですね。そういう意味では、スポーツ振興課がもっと実行委員会の中に入っていただいて、かえって助言とか、例えば先ほどのゲストランナー、こういう方いますよとか、こういうふうにしたらいんじゃないですかという助言をいただくというのは必要だと思うんですけども、そこら辺はいかがでしょう。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） 町から出ている補助金ですけれども、補助金を出している団体に私どものほうからご意見は余り言える立場ではありませんので、その辺は差し控えたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。

○9番（平間奈緒美君） もちろん補助金をいただいている団体ですので、でも、一緒になってやっていくということではできると思うんですけども、いかがでしょう。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） 側面的支援ですけれども、実行委員会からあった要請につきましては、今までどおりいろいろな形でお答えしたいと思っておりました。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） ちょっと考えたくはないんですけども、来年やりませんと言われたらそれでいいんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） 来年やりませんからというときに、私どものほうでそうですかとは言えませんので、いろいろご意見を実行委員会と話し合いをしなければならぬと感じております。

○議長（高橋たい子君） 町長。

○町長（滝口 茂君） やっぱり、このさくらマラソンの歴史を考えていかないといけないかなと今思っております。さくらマラソンを始めたのは役所でございました。役所、それで担当者をつけて、自衛隊の中でやっていたということでございますが、役所の都合でやめたという実績がございまして、それを市民が再度自衛隊の中でやって、それからまた外に出て900名を超えるボランティアを実際に動かしているということなので、これは柴田町の協働の力を示すものだということで、これは柴田町の行政にとっても大きな力になっているというふうに思います。本来であれば、市民主導がそのまま継続できればいいんですが、していただきたいという思いがありますけれども、高齢化社会、人口減少という対策が役所としてもとれていない以上、このマラソンを途中でやめるわけにいかないというのが私の考え方でございます。

ですので、今、スポーツ振興課長は現在の段階でのスポーツ振興課の人的、これは無理なので、別な形で継続できるように、発展的にちょっと考えていかないといけないと思っております。5回も市民の方々が役所の協働で、実際に動かしているのは本当に大変なことだろうと、この協働の力を柴田町としては継続していくために、問題があれば今の段階では側面支援ですが、協働ということでもう少し前面に出ることもやっていかないと継続できないということは一番困りますので、継続できるように体制整備はしていきたいというのが私の考えです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） ボランティアの団体ですので、本当にやめると言えばもう終わってしまう大会だと思うんです。ただ、皆さんは、いろんな方を巻き込んで、もちろん選手の方、そしてあと槻木の地域の方々、そういった方々の応援があつてようやく5回目、13回目を終えることができました。ハーフ大会では5回目ですけども、なっております。そういったところで、協働のまちづくりというところも今回の第6次総合計画の中でもしっかりと明記されております。片一方だけが一生懸命ではなくて、行政と一緒にやれることをやっていきたいと願います。特に、今はきずなが希薄な社会です。こういったスポーツイベントを通して地域力をますます高めることが必要になってくると思います。マラソン大会を続けていく上でも、行政の皆さんと一緒にやっていきたいと思っておりますので、今はこのあたりで終わりにしたいと思っております。

それでは、全国さくらサミットについてです。

もともとの私の出身地は埼玉県久喜市というところで、幸手市の隣の市です。高校は幸手市にある高校に通っていたので、桜の時期、権現堂にはよく桜を見に遊びに行っておりました。そして、何十年ぶりかに行つてすごく変わったのに驚いていました。そのとき会派で3年前に

行ったと先ほど通告させていただきましたけれども、そこから非常に変わったなという、大分市民の皆さんの手が入って、NPO団体だったり、あと交通渋滞解消に向けて非常に取り組んでいたということでしたけれども、柴田町に置きかえて考えますと、交通渋滞検証はしているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 交通渋滞ですね、毎年桜まつりの実行委員会が反省会として行われたときに必ず出てくる問題、ただその解消の一つとして、ことしちょうど郷土館脇の図書館の駐車場が使えることになりましたので、あの駐車場ができたおかげである程度渋滞が解消されたということで考えております。ただ、桜の満開期の土日については、どうしてもそれだけでもやっぱり足りないというのが現状ではないかなと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） もちろん土日は混むんですけれども、満開の時期の平日というのも非常に混むのかなと思っております。やはり検証してしっかりとそれをどう生かしていくかというのが毎年の課題になってくると思うんですね。渋滞解消、今回ちょっと一つ提案させていただきたいのが、町なかに人をできるだけ入れないように、要するに役場の前からもう渋滞で皆さんいららされているというか、なかなか車が前に進まないというのは心理的にはいらいらしますよね。そういったところを考えると、例えば柴田大橋の下の河川敷、左岸側、右岸側、右岸側は今何台か車がとまっておりますが、左岸側の下流側を整備して車を入れるということも考えられると思うんです。あそこから歩いて町なかに入ってもらおうというのも、ちょうど土手を歩いていく、さくら歩道橋を渡って、千桜公園なり城址公園に行っていただくというのも一つの案だと思うんですけれども、土手の改装というか、土手に車を入れてあそこを臨時駐車場にするというのはいかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 今現在も柴田大橋の下流側、そして上流側といいますか、左岸、右岸、両側を借りているわけなんですけれども、左岸側、今議員から提案があった場所についても、実は大河原土木事務所のほうから借りて使わせていただいている駐車用地になっております。そのような関係で、ただ借りるといっても、下がどうしても軟弱になっている。ただ単に砂があるところに草が生えているだけですと、天気の良いときはいいんですけれども、万が一雨が降った翌日に車が入ってしまったりなんかすると、わだちができてしまって、場合によっては、今回もあったんですけれども、動けなくなってみんなで引き上げに行ったというちょ

っと事例もやっぱりあるもんですから、その辺きちっと下を固めた上で土木事務所のほうから借りるような態勢がとれば、その部分も駐車場として活用は可能なのかなと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） 実際に、城址公園の下の駐車場、三ノ丸は上はとめられないということを考えて、下の駐車場、あと図書館の駐車場、大体何台ぐらいとめられるんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 郷土館前の駐車場がおよそ350台ぐらいとめられます。さらに、今回図書館の脇に大体150台ぐらいのスペースが確保できましたから、大体500台が一般車両は駐車が可能になっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） もちろん河川敷のところは県のものでありますので、整備してほしいといってもなかなかすぐにはできるものではないと思うんですけれども、その時期だけでも臨時駐車場として活用するというのも一つ手だと思うんです。それはあと県のほうに確認をしてください。

あと、よくあるのが、ホームページ上でよくある駐車場の安全マップというか、駐車場、今これだけ混んでいますよという情報を提供するのも一つだと思うんです。町のホームページなり、例えば今町でやっているフェイスブックなり、そういったところで情報、今桜の駐車場、皆さんカーナビついておりますから、案内される場所は図書館の前の下の駐車場なり案内されると思うんですけれども、渋滞情報なんかというのを警備員の方がついていらっしゃると思うんです。職員の方もついていらっしゃるし、あとシルバーの方もついていらっしゃいます。満車になったらその内々の情報交換はしていると思うんですけれども、公の情報提供というのも必要なのではないのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 情報交換については、今各駐車場の間で、特に土曜日曜、駐車場につきましては、それぞれ担当者、職員も配置しながら、警備員と一緒に誘導しているような形になっております。そういった中で無線機を持ちながら、例えば郷土館前の駐車場がいっぱいになりました、さらに役場の職員、あるいは役場駐車場もいっぱいになりましたという情報をお互いやりとりは行っております。ただ、この情報を外部に、例えば今提案がありましたSNSを活用して公開してはどうかというような提案なんですけれども、これについては来年再来年の桜まつりに合わせてできるかどうか、この辺は探っていきたいと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） そういった情報を流していただくだけでも、観光客で自分も行った場

合非常にうれしいかなと思いますので、ぜひできるような状態にして、来年に向けて精査していただきたいと思います。

あと、さくらサミットの件なんですけれども、今回の幸手市の広報さってでちょっといただいた資料で、表紙に町長と水戸課長がしっかりと掲載されておりました。とってほかの自治体の広報紙にこのように、何か見たことがあるなと思ったら、このように掲載されていました。非常にある意味、柴田町ここでも有名にしてどうするんだろうと思っただけなんですけれども、でもこういったところで幸手市も頑張っているのかなと思います。

それで、全国さくらサミット in 柴田のときに豊島区からソメイヨシノ2本、苗木いただいているんですけれども、その豊島区でどうやったら子どもたちにつなげていけるかというところで、平成27年より新入学のお祝いとして新1年生にさくら色をあしらったさくら鉛筆を入学のお祝いで上げているそうです。こういったのも一つなのかなと思います。あとは、先ほども出ておりましたけれども、小学校で副読本、1年生から6年生、学年に沿った副読本をつくっていて、5年生になると桜検定を受けて、マイスターになると、そのマイスターになった子は下の学年にも教えられるというそういった取り組みもされております。今、SAKURA PROJECTで英語を使ってということもあるんですけれども、そういった取り組みもぜひしていただくというのも、子どもたちに次世代、この柴田の桜をもっともっと有名にしてほしいというところもあるので、郷土愛を育てる意味でも必要だと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 教育委員会のほうでもその副読本、小学校で使う副読本、これから新学習指導要領にのっとった形で、これから2年間で作成する予定ですので、今議員が言われるような形で、桜に関しても今SAKURA PROJECTを進めておりますが、その副読本の中でも取り上げていきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） そういったところで郷土愛を深めていくというのは大事だと思いますので、ぜひ検討いただきたいと思います。

あと、やっぱり幸手市、私どうしても地元感が抜けないので、やっぱりここをせっかく何年かかけて幸手市ととても友好関係を結べているのかなと思います。ぜひ、幸手市と観光友好都市を結んではいかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 観光友好都市の提案いただきました。まず、友好都市をこれから結んでいくためには、やはりまず私も実は平成25年のちょうど曼珠沙華まつりを第1回目やったときに、実は幸手市でも曼珠沙華まつりをやっているということを聞いたもんですから、一度私も幸手市を訪れて、この権現堂桜の堤を拝見させていただいております。その帰りにその担当の幸手市役所の商工観光課のほうに寄らせていただきまして、いろいろ桜まつりのことですか、あとあじさいまつりもやっているんですよね。そういうような、柴田町とある意味似たようなイベントを開催していると。桜まつりについては、やはりなかなかその地域経済に結びつかないとか、あと特産品が少ないだとか、やはり柴田町で抱えているような問題や課題、そういったものと共通している部分がやっぱりありますので、まずはその幸手市のほうの担当と柴田町の商工観光課で情報のやりとりを進めて、そのうちにいろいろイベント関係者、例えば観光物産協会ですか、商工会とか、いろんな方々が幸手市に関心を持っているいろいろな交流が深まった時点、いわゆるその機運が醸成された後にそういった友好都市みたいなのを締結というふうになればいいのかなと。その友好都市をしたからすぐにやるというんじゃなくて、あくまでその機が熟して、そして長く、せつかく友好都市を締結した以上長くやりとりができるように、行き来ができるような形が一番理想なのではないのかなと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） 先ほども言ったとおり、幸手市と柴田町、年間の行事、イベント的なものはほとんど同じなような感じで進んでおります。そういったところで同じ問題を抱えている。課長がおっしゃったとおり同じような問題を抱えています。町なかに人は歩いていくけれども、なかなかお金を落としていていただけないとかということもあります。そういったところでの情報交換できると思うんですね、ぜひ、進めていただけるように。あと、今回都市建設課で行かれております水戸課長、いかがでしょうか、率直な感想、お願いしたいと思うんですけれども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 町長と私と担当1名で参加してまいりました。特に、実は感心したのは、誘導員の数ですね。警備員、資格を持った警備員の方が、交差点ごとに五、六十人くらいは見かけたと思います。うちのほうは一部ボランティアでという部分もありましたけれども、あちらは専門屋さんで全部賄っていたという意味では、無線なんかでも、実は駐車場の誘導をすぐにあちらがやっているということで、こう1台ごとに回す方向が違ったりということもやっていたんですね。その辺は感心させられましたし、駐車場については、権現堂の

経営の駐車場が1,000台、あとは周辺に実は農地転用した場所かというのはわかりませんが、空き地をほぼ民間の方が駐車場にしているんですね。ですから、それを見ただけでも300台以上なので、100万人訪れるので、千四、五百台どうかというのもありますけれども、さまざまな取り組みも、臨時バスの話、先ほど町長答弁でさせていただいたように、みんなでこう桜まつり会場まで、あるいは盛り上げようという機運が感じられたなというのは率直な感想です。

あと、露店の数が100件以上なので、1キロメートル区間ずっと露店がある。あとは、授乳かなんかの施設でも、もうピンポイントに置いてあるという意味では非常に訪れる人に優しい取り組みをされているなということで感心してまいりました。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） ぜひ情報共有して、特に授乳テント、テントだったんですけども、授乳スペースがあって、小っちゃい1人用のテントかな、縦型の、チャックであいて、使っていれば使用中という札もついていて、そういったところでそういう小さいお子さん連れの方々には非常に好評なのかなと思っております。ぜひそういった意味で、幸手市を参考にさせていただく、いずれは観光友好都市を結んでいただくというお願いをしたいと思います。

それでは、投票率向上に向けてです。

なかなか選挙手帳、パスポート、難しいのは承知しております。やはり今後の子どもたちの教育が大事なのかなと思っておりますが、例えばある自治体では、親子で投票に行こうと。要するに30代、40代、投票に行かない世代の方々に親の背中を一緒に見せる、子どものころ親が行く投票についていったことが「ある」と回答した人は投票に行ったことの「ない」と答えた人よりも20%上回っているという調査結果が出ております。あと、家族と政治の話をする頻度が高い人ほど投票に行く割合が高くなるということもあります。ぜひ、今度の7月の選挙、間に合わなければ10月の選挙に、親子で投票に行こうという呼びかけを、子どもさんを通して、例えばチラシをつくってやっていくというのはいかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○選挙管理委員会書記長（佐藤 芳君） いろいろ先ほどのパスポートの関係も今の関係も、啓発の一環ということで、投票率の向上ということの詰めでの対応とは思われます。全国でもいろいろそのようなものの展開がされているのを拝見してございます。親子でというものもございますけれども、公選法が改正されたのが、18歳以上の有権者を募った際に、18歳未満の者も投票所に一緒に入ることができるということの改正になってございます。それを利用して、

介添えの関係もあるんですが、子どもを置いてくることなく投票所に向かうことができるということの改正のことでございます。それらの関係でいろいろイベントを重ねているようなところもあるんですが、今現状を見ていただきますと、やはり連れてこなければならぬ必要性がある場合においては一緒に来ていただいているという状況でございます。

○議長（高橋たい子君） 先ほど、総務課長ということでご指名を申し上げましたが、正しくは選挙管理委員会書記長ということで訂正をさせていただきます。

再質問ございますか。どうぞ。

○9番（平間奈緒美君） なかなかすぐにとっても難しいと思うんですけども、やはり投票率を上げていかないことには自分たちの意見も通せないというか、あとは今ですと議員のなり手不足だという点もいろいろさまざまな問題を抱えています。そういった意味で投票率を上げること、自分のことにして思うことというのが非常に大事だと思いますので、選挙管理委員会でもそういった投票率を上げるような工夫をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） これにて9番平間奈緒美さんの一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩をいたします。

午後1時20分再開いたします。

午後0時17分 休 憩

午後1時20分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

6番吉田和夫君、質問席において質問してください。

〔6番 吉田和夫君 登壇〕

○6番（吉田和夫君） 6番吉田和夫です。

大綱3問、質問いたします。

1問目、胃がん検診に胃内視鏡検査（胃カメラ）を選択できないか。

胃がんの早期発見早期治療のため、本町でも毎年春に胃がん検診が実施されています。毎回担当者よりバリウムを飲んだ後の注意事項や、撮影姿勢に対することを何度も確認されます。待っている間には、バリウムが出るまで大変だったこと、緊張してどっちが右か左かもわからなくなるなど、いつもささやきが聞こえます。

仙台市では、今年度から50歳以上の偶数年齢の場合、バリウムと胃カメラのどちらかを選択できるようになりました。実施場所は登録医療機関で、国民健康保険加入者は無料です。

2016年2月に厚生労働省が示した「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」にも、バリウムだけでなく胃カメラ検診も推奨されています。そのため、市町村においては胃カメラによる検診もふえています。

本町としても、早期発見早期治療のため、胃カメラを選択方式として取り入れるよう提案します。

- 1) 本町でバリウムによる胃がん検診でのトラブル事例はありますか。
- 2) 本町として胃カメラの選択肢は可能ですか。
- 3) 胃がん検診受診率を上げるために、検査項目も進化すべきでは。
- 4) 胃がん検診受診率を上げるための今年度の目玉は。
- 5) 胃がん検診の一部負担金は安くなりませんか。

大綱2問目です。アプリを利用した子育て支援を。

平成29年3月会議でも、子育て支援策としてアプリ導入を提案しました。同僚議員も一般質問しています。議会としても昨年度、文教厚生常任委員会で直接町長に提言しています。

今や、子育て世代の20代・30代では90%以上、40代も80%と飛躍的にスマートホンが普及しました。どんなものでもすぐ検索できる時代になり「子育て支援アプリ」や「ゴミ出しアプリ」「防災アプリ」「料理アプリ」など、生活支援情報は進化しています。

使いやすくてありがたいと栗原市・塩釜市・女川町のほか、仙南では昨年7月に山元町・大河原町、ことしの2月に村田町、5月には蔵王町で「子育て支援アプリ」の運用を開始しました。いつでも、どこにいても気軽に子育て支援策の児童手当、各種補助制度、予防接種などが事前通知され、確かな情報を確認することができます。子育て支援に関する情報を取得できることで、子育て世代の不安感を軽減できます。広報紙や母子健康手帳で確認することも、もちろん大切ですが、パソコンを立ち上げなくても利用できるスマートホン向けの子育て支援アプリ導入を再度提案いたします。

- 1) 子育て支援アプリについてどんな検討をしましたか。
- 2) 子育て世代のスマートホン普及率は8割を超え、パソコン設置台数を上回っています。

導入価値があるのでは。

3) 県内での導入が進む前にいち早く提案しましたが、まだ実施されていません。周りの市町で実施運用し、子育て世帯に喜ばれていますが、導入しては。

4) 議会からの提言を受けて回答がありましたが、その後の状況は。

大綱3問目です。公共施設に公衆無線LAN(Wi-Fi)の整備を。

今日、スマートホンは生活に欠かせないツールとなり、携帯電話の情報量も格段に大きくなりました。国は、特に災害時の通信網の確保からWi-Fi整備計画を進めており、2020年までに防災拠点における重点整備箇所(避難所・避難場所に指定された学校等を含む)への整備を推進しています。今年度には、国として防災拠点3万カ所に設置するという事です。

本町では、現在、公共施設の避難所等への洋式トイレ設置については対応しているところですが、公共施設の通信環境整備については十分ではないため、喫緊の課題となっています。私は2年前にも丸森町が災害拠点11カ所に、無料Wi-Fi付きの自動販売機を導入したことを紹介しました。

今年度の議会懇談会のテーマが「防災・減災」に決まり、動き始めています。災害時に役立つハザードマップも全世帯に配布されることもあり、Wi-Fiの整備についても関心をさらに高めたいことから質問いたします。

1) 公共施設に公衆無線LAN(Wi-Fi)の整備を。

2) 無料で設置可能な自動販売機の種類の方法もありますが。

以上です。

○議長(高橋たい子君) 答弁を求めます。町長。

[町長 登壇]

○町長(滝口 茂君) 吉田和夫議員、大綱3点ございました。

まず、胃がん検診でございます。

5点ほどございます。

1点目、胃がん検診を安全に受けていただくために、検診を申し込まれた方全員に、問診の際に確認している項目がございます。体質や過去の病気の治療内容、過去の検診でのバリウム誤嚥の有無、検診台で1人で体位変換が可能かどうかなどです。今年度の町の胃がん検診は4,514人の申し込みがありました。未検者検診を除く受診者は2,720人となっており、受診の際に確認はしていましたが、バリウム誤嚥が2件ありました。いずれも体調等経過を観察したところ、重篤な状態には至りませんでした。

2点目、有効性評価に基づく胃がん検診ガイドライン2014年度版において、胃内視鏡検査の死亡率減少効果が証明され、胃内視鏡検査も対策型検診としての実施が推奨されることになりました。これを受け、厚生労働省はがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針を改

正し、平成28年4月1日以降、胃がん検診の検査項目を問診に加え、胃部エックス線検査、または胃内視鏡検査のいずれかとされました。これまで町が胃がん検診に胃部エックス線検査を採用してきたのは、検診車による巡回検診が可能であること、経費が安く検査時間が短いこと、検査従事者を確保しやすいことなどで、より多くの受診者を検査することができるからでございます。胃部内視鏡検査は、直接胃の内部を確認するため高い検診機能を持っておりますが、内視鏡検査を行うのが医師に限られること、1人当たりの検査時間が長いことなどから、検査を実施できる施設や設備の確保と検診の精度管理体制が整わない限り、町での導入は現時点では難しいと思われまます。

3点目、胃がん検診はがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に従って実施することとされておりますので、検査項目等の追加は難しいと考えております。

4点目、ことしの目玉は受診勧奨チラシを見直したことです。バリウム検査が死亡率減少に有効な手段であることを啓発したことで、未検者検診を除く今年度の受診率は60.3%となり、前年同期の58.2%よりも2.1ポイント向上しております。それに加えて、もう一つの目玉は7月12、13日の2日間に実施する未検者検診です。

5点目、平成27年度厚生労働省健康局がん・疾病対策課による市区町村におけるがん検診の事業費に関する調査によりますと、市区町村におけるバリウム検査による平均検診単価は7,103円で、平均自己負担単価1,505円となっておりますので、検診単価の約2割を負担していただいていることとなります。町の検診単価は平成30年度実績で約5,500円、自己負担単価は社会保険加入者で1,600円、柴田町国民健康保険加入者で800円ですので、検診単価の1.5割から3割程度負担していただいていることになり、負担可能な金額であると考えております。

大綱2点目、アプリを利用した子育て支援でございます。

4点ございました。一括してお答えをいたします。

平成29年度3月会議において、吉田議員から町オリジナルの子育て支援アプリの配信をご提案いただいて以来、導入について検討してまいりましたが、保護者から子育て支援アプリの問い合わせや要望もなかったこと、町オリジナルの子育て支援アプリは開発費用が高額になるということで導入を見送っております。

昨年度から仙南で子育て支援アプリを導入する自治体がふえ、既製のアプリを使えば基本機能を無料で使えることから安価に導入することが可能であること、町の郵便番号で登録しているユーザーに対して各種お知らせを配信することが可能であることが確認できましたので、町としても来年度からの導入に向けて準備を進めてまいります。

子育て支援アプリの導入に当たっては、特定対象者へのお知らせ内容について、本年度ニーズ調査を実施いたします。なお、子育てに関する基本的な情報につきましては、これまでどおり子育て支援ガイドブックや町の広報紙やホームページでの提供を継続し、何よりも保護者との面談を重視し、本人の顔色や表情を確認しながら、不安や悩みを聞き、その方に合った情報の提供に努めてまいります。

3点目、無線LANの整備でございます。

これも一括でお答えをさせていただきます。

町では、これまで太陽の村の食堂、しばた千桜橋及びJR船岡駅など、公共施設6カ所にWi-Fi環境の整備をしてまいりました。災害時、住民の方が避難生活をする避難所では、情報ツールであるスマートフォンを活用する場合に、通信環境に関心をお持ちの方もいます。指定避難所はWi-Fi環境を整備する際には、国の補助対象になっているものの、他方で整備した後の通信費や保守点検等の運用コストが発生をいたします。こうしたことから、災害時における各指定避難所の通信手段として導入されるWi-Fiが、平時は生涯学習センターや体育館で個人の関心事に利用される場合が多くなりますので、災害時における通信手段としてのWi-Fiの導入目的と実際の利用の仕方を十分に検討してからでないと、導入は当面は難しいと考えております。災害時には、引き続き携帯電話事業者が行っている無料の臨時Wi-Fiスポット設置支援を優先的に受けられるよう努力をしてまいります。

また、平成29年3月会議で紹介いただきました事例の件ですが、無料で設置が可能とのことでしたが、いろいろと確認したところ、実際は町に施設利用料を納めない分でのWi-Fiの設置であること、飲料水等の売り上げがある程度見込めないと必ずしも必要な場所に設置できないことがわかりましたので、こうした設置場所の問題や既存の事業者との関係など、いろいろ検討しなければなりません。今後は、町に対し施設利用料を払った上での無料のWi-Fi設置の自動販売機なのかどうかを含め検討させていただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 吉田和夫君、再質問ありますか。どうぞ。

○6番（吉田和夫君） まず、胃がん検診のものでございましたけれども、先ほど柴田町には検診を受けて、このバリウムのトラブルとかなんじやないかなとは思いましたが、2件ほどあったということで、誤嚥ということで、間違っって気管支まで入ってせき込んだぐらいなのかどうかわかりませんが、あったということですね。

確かに異物を飲ませるわけですね、バリウムは異物。本当は医師も立ち会わなければならないんでないかなという、ひところ大分前ですけども、そういう議論なんかもあったわけす

けれども、その胃がん検診を受けてだめな人、いわゆる問診で先ほど配付されたときに確認しているということでしたけれども、十分だとお考えでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 町のほうでは、胃がん検診の受診票とともに、ご本人に確認していただきたい事項をお渡ししております、それにレ点チェックをして当日再度またそれに沿った形でチェックをしております。今回、2名の方、誤嚥した方はいらしたんですが、それにいずれもひっかからない方で、それでも飲み込んだときに喉がうまく、気管と食道のところが閉じなくて少し流れていった。ご本人も意外と間違っただけ飲んだということがわからないという場合の方もおりますので、それは見ている技師さんのほうがそのままわかるというものでした。手は本当に尽くしております、一度ひっかかった方とか、誤嚥が起きた方の場合、バリウム禁忌者ということで町の健康管理システムのほうに入れさせていただいて、バリウムの検査ではなくて、最初からカメラの検査か主治医との相談ということで、ご本人のほうに、家族にも含めてお話をするようにしております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○6番（吉田和夫君） 私も検診機関にありましたので、そういうお話はよく聞いておりました。どうしてもバリウムが飲めない方、あるいはアレルギーがある方なんていうのは確かにありましたので、その人はやっぱり選択をして、例えば血液検査のペプシノゲンという検査があるんですけども、そういう検査、今はABC検診って胃の粘膜がどうなっているかとか、ピロリ菌がいるかどうかなんていうのは検査しているんですけども、そういう選択肢というのは昔からあったんですね。今は仙台市では、先ほど述べたように、偶数年ですけども、50歳以上から、もう初めから胃カメラを選択するという方法をまず見たときに、担当者としてどう感じましたでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 仙台市は、医療機関の数や精度管理、内視鏡検査をするためには医療機関の協力がなければできないことと、胃内視鏡の検診をするための運営委員会であったり、医師会とのつながりであったり、そういったことができる体制にあるんだなということで、非常にうらやましく思いました。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○6番（吉田和夫君） やはり、選択肢とすれば、すぐにといいことはかないとは思いますが、地元医師会との協議に、こういうような仙台市とか、多分これからふえてくると思

うんですけれども、そういう場合、地元医師会としての受け入れ態勢であったり、あるいは精度管理であったり、こういうふうに進めていくべきだと思うんですけれども、これはどうなんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 非常に精度管理の方法が今は難しいのかなと考えているところなんです。平成28年のときに、今まで新潟ということで、人間ドックと抱き合わせで胃がん、胃のファイバー検査をする、内視鏡検査をするということで認められたやり方が、対策型検診というレントゲンと同じ扱いをされて、確率的にはどちらの検査を受けても胃がんで死亡することが減少する効果が認められるというふうなものにはなったんですが、こちらに該当するようになりまして、胃内視鏡検診マニュアルというものが出されました。そちらに書いてあるマニュアルが、委員会の設置であるとか、大学病院関係の先生方のもの、あとは偶発症ということで、検査はリスクとベネフィットとあって、何か起こるかもしれないリスクと利益、ベネフィットの部分をはかりにかけて、その方がどちらの検査を受けたほうがいいのかというふうにはかりかけるものなんですけれども、一般的に内視鏡の検査のときには、人間ドックのほうでやられている安定剤の肩に注射するようなものはやらないと。意識が鮮明な状態でやるものとか、胃に何か傷をつけた場合にすぐ救急の手配がとれるとか、その項目が非常に、個人のお医者さんのところでクリアするのは難しいかなというものがたくさんございました。

仙台市さんのほうの内視鏡検診に至るまでの経過を確認しましたところ、平成29年、30年度と十数回にわたってのワーキングを東北大の先生方を入れて、さらに対がん協会、仙台市の医師会も入って行い、その後で内視鏡検診の運営協議会という大きなところで非常に内容が揉まれているものになっておりました。その内容を見ましたところ、精度管理、仙台市さんのほうでは、胃のバリウム検査を受けても内視鏡を受けても、データを全て集約して、どちらで受けても経年で経過で見られるようにというシステムをつくり上げて、検査を受ける先生のところにも全てソフトを配付して、それで報告をする。あと、検査の写真の部位もどこの場所を撮るということを一統するというので、やはり2年ちょっとかかっていた内容のようでした。これ以上詳しくはわからないんですけれども、それでもレントゲンから受ける方は1割ちょっとではないかと、内視鏡に行く方というのはどのようなお話をちょっと聞かせていただいたので、柴田町の3,000人の方を考えますと、1割ぐらいが内視鏡にこういった検診ができるようになったとして、町の先生方のキャパ、精密検査をふだんしていただいているんですけれども、それは一般の検診では先生方のキャパを超えて、ふだんの診療にちょっと差しさわりのあるのではないかなと

いうふうには、ちょっと判断いたしました。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○6番（吉田和夫君） やはり仙台市なんかでも、私も聞きましたけれども、長いスパンで検討されたものでございます。それで、今回は50歳以上にした、それも偶数年、いわゆる隔年、その前はバリウムを飲む、あるいは胃カメラやる、またバリウム飲むという経年で管理されている。これは統一したものできちんと見ていくということでしたので、柴田町でもこれから検討するにしても、例えば50歳の節目検診とかね、60代、70代とかという形にすれば、人数はぐっと減るだろうし、もっとこういう人たちに findings してほしいとかという、そういうやり方、必ず10%ぐらいはいるだろうとかというんじゃないかと、もっと少ない人数でも段階的に先生方と協議されるというようなものもありかと思うんですけれども、これはどうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 節目検診ということでの内視鏡の検査は、まだこちらのほうでは考えてはおりませんでしたので、さまざまなやり方があるのかなというふうに今聞かせていただきました。どういうふうにしたらできるようになるか、多分仙台市の今回の事例が非常に県内に及ぼす影響が大きいだろうというふうには検診団体さんのほうから聞いておりましたので、今回の経過を見てまた町のほうでもちょっと考えていきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○6番（吉田和夫君） ぜひ検討していただいて、40代、50代だけでも、そのうちの希望者ですから、そんなに数多く開業医の先生のところに行くというのは多分ないと思うんですね。

あと、またドック検診も今柴田町ではやっておりますけれども、ドック検診の場合はバリウムでしょうか、それとも胃カメラなんでしょうか。選択でしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） ドック検診の場合は、初年度はバリウムに限るということでしたが、翌年度から、昨年度ですけれども、ご本人が個人負担するというので胃カメラの検査も選択できるようにしております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○6番（吉田和夫君） 角田市さんなんかでも胃カメラで選択肢でやられているようでございます。また、料金についてもまちまちでしたね。仙台市さんでは無料、あと無料のところはありますか、胃の検診。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 隣の大河原町さん等は徐々にがん検診の個人負担の料金を無料にしていく方向だというふうには伺っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○6番（吉田和夫君） 大河原町さんではもう無料になっています。私も確認しました。大河原町では29年度から無料にしております。無料にすると受診率上がりますかと、具体的にどれぐらいですかと言ったら、上がったようです。微妙ですって言っていましたが、少しは上がりましたと。そして、30年度、31年度、今集計中ですが、無料になってからは横ばいだそうです。だから、無料になったってちょっと上がって、あとは横ばいということでしたので、高いところだと山元町さんで2,200円ぐらいの個人負担取っているところもありますし、また変わっているようなところで、その啓発するもので、例えば川崎町さんの場合だと、便のピロリ菌検査、500円で、胃がん検診と同時に今年はこのようにやりますよ、受診してくださいよという啓発がなされているようですので、柴田町としてももう仙南では雄だと私も思いますので、ぜひとも仙台市さんの動向もいろいろ加味しながら、選択肢として、町民の方が喜んで今鼻からでも、あるいは寝ている間に胃の検診もできるということもありますし、体ですので、喉から胃に至るまでの検診の精度的にはずっと上がるというメリットもたくさんありますので、検討していただければと思います。

子育てアプリについては、先ほどの町長答弁で来年から実施するということでした。非常にありがたいなというふうに思います。私はもう手の内を明かして、どこどこ町村が今もうやっていますよって出しましたけれども、確認はしたでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 議員さんおっしゃったところ、全て確認させていただきました。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○6番（吉田和夫君） もし、確認していないんだったら、どうしてしないのかというふうにして一応考えていたんですけども、そのほかにも利府町も子育てアプリが導入されておりました。大河原町でも蔵王町でもどこでもいいんですけども、システム開発の先ほど町長答弁では高いと思ったんですけども安くなったというようなものもあったんですけども、どれぐらいの開発料でしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 多分、アプリのほうの開発は、宮城県内で一番先に初めに導入した栗原市さんが栗原市のキャラクターを使って、それがリンクしていくようにという初期設

定に非常に数十万円の金額がかかったというふうにはお話を栗原市さんのほうからは聞きました。それ以外のスタンダードなご自身の郵便番号を入力しておく、その郵便番号をアプリが判断して、自治体からの情報をそのアプリを導入している人につなぐというのは、料金は基本的に無料というお話です。あとは、もう自治体の人口によって委託料等が変わるそうです。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○6番（吉田和夫君） 人口ですか。子育てアプリを開発すると、開発するというか、担当するとしたら、健康推進課でしょうか、それとも子ども家庭課でしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） 導入する場合は、子ども家庭課窓口で考えているところがございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○6番（吉田和夫君） このアプリについては、補助金があるというのを確認していますでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） 実際に実施されている近隣の市町村ということで確認をさせていただきました。宮城県のほうでやっている少子化対策のほうの事業が導入当初の初年度だけ使えるのではないかなというように情報をいただいておりますので、今後県のほうのその窓口の確認をしていきたいということで考えているところがございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○6番（吉田和夫君） 遅いです。子育て社会推進室が担当しています。私も確認しました。みんなこれを使ってやっているんですね。そして、同じようなやつが2つあったんですけども、名前が少子化対策支援市町村交付金という、これが使えるそうです。私もこういう町村で、こういう町村でと言ったら、それは使えますと。ただし、ことしの4月に計画したものはもう内示していますということでした。これからでもいいんですかと言ったら、何かいいようなことを言っていましたので、ぜひ開発していただきたいと思えますし、時間もあれで、調べた人もいるので、大河原町では36万円でアプリを年間です。蔵王町では24万円で、今先ほど課長が言ったとおり、人口が少ないからうちのほう安いのかねと言っていましたけれども、柴田町だったらちょっと高いのかなとは思いますがけれども、メリットは、みんなやってよかったという評価はしています。例えば、健診情報一覧、これは紙ベースでどこも配付していますがけれども、それでも子どもの予防接種とか相談なんかについては問い合わせが多い。それにはうんと便利

ですと。2つ目には、閉庁時間でもアプリを利用して予防接種の管理ができるので、予防接種だけとったとしてもうんと便利ですと。また、近くなったら知らせてくれるというようなものも非常にいいということでした。

先ほど、少子化対策支援市町村交付金というお話しして、このアプリの開発は大丈夫だということをお話ししましたがけれども、国の予算でやっているような地域少子化対策重点推進交付金ってご存じでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） 今のところちょっと存じ上げませんでした。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○6番（吉田和夫君） 遅いと、これもね。塩竈市で使っておりました。角田市でも使っておりました。角田市では、婚活なんかで使っているようでしたし、塩竈市でもインターネットに載っています。地域少子化対策重点推進交付金を活用して、子育てアプリをもうちょっと進化した形です。これはプッシュ式といって、いわゆる登録した子どもアプリを持っている方にプッシュして、アンケート調査を実施できると。そういうもので、今回塩竈市では310万円の交付決定がされて、県のホームページに載っております。先行っているなというふうに思いました。我々、これから来年導入するに当たっては、そういうものを活用しながら、そういうアンケートなんかもとれるようなものだったらいいのかなというふうに思います。これは、子育てニーズをよく知るといようなことと、実際に使ってみてどうだったというようなものでアンケートをとるようでございます。

ある会社のこのシステム使っている会社ですけれども、ホームページも私、見させていただきました。約400の市町村がそのシステムを使っているようですけれども、2020年度までの目標市町村が1,000市町村と書いてありました。いろいろ調べてみたら、1,740なんですね、全国で。そうすると、57%近くがこの会社のシステムを使うことになるんですけれども、これ何か確認したでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 大河原町さんや村田町さん、蔵王町さんと、導入している会社のほうの宮城県内の営業所のほうに確認をさせていただきました。今、この会社とあともう一つ会社があるようなので、どちらも確認したいなというふうには考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○6番（吉田和夫君） 来年から導入するので、これからいろいろ検討なんかもあると思うん

ですけれども、いろんな市町村でのいい点、それから悪い点、これからつくるのであれば、もっとよりいいもの、こういうようなものもつくっていただきたいと思ひますし、4番目の議会からの提言も受けてというのがあったので、私はこれ啞然としました。いわゆる2年間、文教厚生常任委員会で検討して、議長さんまで含めて町長に直談判して何とかこれを導入してほしいとかといった中に子育てアプリも実はあったんですね。そして、その答えが、利用実態やニーズを把握してないので子育て中の方に対し今後調査するという云々のくだりがあったんですね。こんなに必要だっているのに、これから調べるというのはまだまだおくれるんじゃないかなと危惧したもんですから、これはぜひともということでもう一回再登場させていただきました。これからどんな形でというようなものも、来年いつからになるかわかりませんが、希望的観測なんかありましたら。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 希望というのは、どういったアプリを導入したらいいか検討するという意味での希望かなと捉えてお話をしたいと思うんですが、町のほうでは、早ければ7月か8月ごろには、実際乳幼児健診に来ているお母さんに、実際ご本人がアプリを導入しているかどうかも含めて、どういった活用をしているかもアンケート調査をしようかと考えておりました。その内容を見て、あと町からのお知らせが欲しいのは親御さんにとってはどんな、今は乳幼児健診は全て個人通知を毎回渡しているような状態ですが、それに加えてもどのような通知があると非常に子育てに役立つかというものを調査するというふうに決めておりましたので、そちらの結果を踏まえて、あと子ども家庭課さんとどういったものを行政からのお知らせというふうにしていったらいいかを検討していきたいというふうに考えておりました。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○6番（吉田和夫君） ほかの市町村でもみんな子育て支援アプリなんかも使っているようですし、今防災アプリとかたくさんアプリも開発されているようでございます。自治体通信というのがあるんですけれども、その中にもアプリの有効活用が子育て支援に進化をもたらすということで、きょう触れませんが、具体的には東京の町田市と北海道の上ノ国町でこの子育てアプリを利用したいろんな取り組みなんかも紹介されておりました。確認だけしておきますと、先ほど私が子育てアプリの担当課言いました。子育て支援推進室に私は問い合わせいたしました。そして、2つの交付金、宮城県でやっているのが少子化対策支援市町村交付金、国でやっているのが地域少子化対策重点推進交付金、これをきちんと調べていただいて、これなんかも活用できるんじゃないかなと思ひます。

最後の3問目の公共施設の無料Wi-Fi設置についてですけれども、なかなか難しいよう
ですけれども、公共施設、柴田町での建物等については、Wi-Fiの環境はゼロでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 先ほど町長答弁にありましたように、6カ所設置してございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○6番（吉田和夫君） それは、駅とか、例えば太陽の村であったり、あるいは舘山公園だつたりということだと私は理解しているんですけれども、役場庁舎であったり公民館、生涯学習センターとかについてはないと思うんですけれども、ないですよ。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） ございません。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○6番（吉田和夫君） 私もこれも2年前にお話はさせていただいて、危機管理監はもうかわっていますので、いろいろ調べていただきたいと思うんですけれども、総務省で出している防災等に資するWi-Fi環境の整備計画というのがあります、総務省で出しています。平成30年12月に最新の更新されております。先ほど町長答弁にもありましたけれども、この総務省の資料によりますと、外国人の旅行者等が観光、災害時にも利用しやすいWi-Fi環境を実現するために、2020年までに主要な観光・防災拠点における重点整備箇所（避難所、避難場所に指定された学校等を含む）推計2万9,000カ所について、国が本年度中に作成する整備計画に基づき、Wi-Fi環境の整備を推進するということが載っておりました。これが出た時点で、私もすぐ一般質問を2年前にさせていただいたんですけれども、なかなかそこまでは至っていないんですけれども、実はきのうまで私も危機管理監から言われたとおり、防災士の勉強をしてきました。その中でも、避難所、避難場所におけるいわゆる案内であったり情報であったり、あるいは確認であったり、非常にWi-Fi環境がこれからは必要であるというふうに訴えていますけれども、危機管理監としてそういう施設に、非常時ですよ、非常時活用すればいいんです、そういうの必要だと思いませんか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） まさに、今皆さんはスマートフォン等の端末を持っており、いろんな情報を瞬時にそういった端末から得られる、または家族の安否とかそういったものを得られるということで、災害時におけるWi-Fiというのは非常に有効なものであると思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○6番（吉田和夫君） 国としても推奨しているものですので、2年前に検討するというようなこともいただいております。これから、少しずつ検討していただいて、そういう環境整備も必要じゃないかなと。私、お金かからないと言っていましたけれども、自動販売機もたくさん、前は仙台市の契約状況までインターネットに載っておりました。自動販売機についてのいざというときの飲み物であったり、あるいはその無料Wi-Fi付きの自販機であったりするんですけども、これも検討する余地は、設置させてあげるから、そのかわりこういうのを設置してほしいみたいなね、そういうのも検討してみたらいかがなんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（平間信弘君） 議員ご指摘のそのWi-Fi環境を備えた自動販売機ということで、ある業者さんにお聞きしたところ、そのWi-Fi環境、設置から含めて運用までで元が取れるというのが月1,000本売り上げないと設置できないということでございまして、その1,000本売り上げるところってどこかというのもあるんでしょうけれども、今現に町の施設に置いてある自動販売機で計算してみたら、年間に1,300本が売れているというような状況ですので、1月に1,000本売れるような場所というのはちょっとないのかなというところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○6番（吉田和夫君） 売り上げからいうと、例えば仙台市の場合だと売り上げが多いところでも、片田舎のところでは全然売れないと、そういうようなものもひっくるめて入札でした。その入札もこういうところにホームページには載っていますよというところまで前回指摘しておりますので、わざわざ機械を設置しなくとも、2台あるんだったら1台をそれにするとか、災害協定を結ぶとか、そういうふうにして検討していただけたらと思います。

いざ災害が発生した場合、いざ避難所での生活というようなものについては、先ほど危機管理監も言ったとおり、非常に今は重要になってきている。電源確保ももちろんそうですけれども、Wi-Fi環境を整える、安否確認をスムーズに、データ量の通信量が多いですので、映像を映す、あるいはこんな災害場所がある、こんなふうになっていますよと、先ほど町長もドローンでの契約内容、災害協定を結んだとありますけれども、それと同じようなものを災害避難所からも発信、あるいは受信をしていただく環境をぜひともつくっていただきたいなというふうにお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（高橋たい子君） これにて6番吉田和夫君の一般質問を終結いたします。

次に、15番舟山彰君、質問席において質問してください。

〔15番 舟山 彰君 登壇〕

○15番（舟山 彰君） 15番舟山彰です。

大綱3問質問いたします。

1 問目、**柴田町の地方創生事業の成果はいかに。**

平成30年度3月会議の一般質問で、柴田町の地方創生事業の成果について質問した。

ここでさらに伺いたい。

1) 4年間で、K P I 9項目のうち6項目を達成したとの答弁があったが、考えようによっては残り3分の1は達成されなかったということになる。町としてはこの点をどう思うのか。

2) 観光客入り込み数はK P Iに上げられ、外国人観光客数も増加しているが、町内の店の売り上げ増や収入増、それに伴う雇用増などを町は具体的に把握しているのか。

3) 国の交付金や補助金等の活用に当たり、町としてその費用対効果についてもっと独自の検証を行う時期に来ているのではないか。

4) 地方自治体の中にも、これまでの国の地方創生事業の成果に疑問を持っているところも出てきていると聞く。新しい移住支援策も出ているが、町としてもっと効果のある地方創生事業を行うべきではないか。

2 問目、**小学校通学路内ブロック塀等の安全は。**

宮城県大河原土木事務所より「小学校通学路内ブロック塀などの実態調査について（通知）」という文書が届いた。平成30年6月に発生した大阪府北部地震では、ブロック塀が倒壊し、通学途中の小学生が犠牲となる事故が発生した。このことを受けて、県では、市町村と協力して小学校の通学路内にあるブロック塀等の実態調査を実施し、安全性の確認を行っているとのことである。その調査に基づいてブロック塀の所有者に、日頃の維持管理に注意するとともに、改善が必要な事項については直ちに注意事項や改善措置を講じるようにご検討願いますという内容であった。

そこで伺う。

1) 宮城県大河原土木事務所より柴田町に調査の協力依頼があったのか。また、調査の結果についての報告はあったのか。

2) 大阪府北部地震のときの事故に関連し、私は町内の学校のブロック塀の安全について質問したが、あのとき町は通学路内にあるブロック塀等の安全確認もしたのか。

3) 町内の小学校通学路内ブロック塀等の状況はいかに。

4) 県の文書には、補助制度等については、各市町村の担当課まで確認くださいとあった。町の補助制度の詳細を説明願いたい。

5) もしも今回の県の調査結果により、町内で急を要する改善事例が複数あったときなど、町として対策はいかに。

3 問目、B級観光地とは。

ことしの町長の施政方針に「まだまだ観光客の絶対数が足りません。これまで以上に知名度の向上や集客力のアップを図るため、花をテーマに地域をデザインし、まずはB級観光地としての地位を確保できるよう観光戦略を強化し、人や投資を呼び込む」とあった。

そこで伺う。

1) B級観光地とはどんなものなのか。B級グルメという言葉がある。国語辞典には「俗に大衆向けの飲食店で供される安価な料理など」と書かれている。では、B級観光地とはいかに。

2) 人や投資を呼び込むとは具体的にどのように考えているのか。

3) 「その目標として、桜まつりの観光客25万人から50万人へ、うち外国人観光客5千人から1万人へと倍増させる気概をもって、今後、観光戦略を展開してまいります」ともあった。その気概はよいとして、ここ数年、桜まつりの時期の気候の変動で、外国人はふえていても全体の観光客数は伸び悩み気味といえる状況が本当のところではないのか。また、その後に「年々財源が細る中」ともあった。財源不足に対する焦りが、少し無理な観光戦略を立てさせることになるのではないか。

4) 「明るい未来は拓けると思えば拓けるし、最初から拓けないとあきらめては拓けません」ともあった。

私が3月会議の一般質問で「柴田高校生が船岡駅前に喫茶店のようなものが欲しいと言っている」と伝えたら、町長は「船岡駅前は昔からそういうものは無理だ」と言った。町は、船岡駅前を1つの拠点に上げている。最初からあきらめないで、若者が望むものの実現に取り組んでみてはどうか。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 舟山彰議員、大綱3点ございました。

まずは、地方創生で4点ほどございます。

1点目、3月会議で答弁したK P Iの達成度は、平成29年度の地方創生推進交付金事業及び

平成28年度からの繰越事業となった地方創生拠点整備交付金について検証したものです。これらの事業におけるK P Iは、地方版総合戦略である柴田町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げられた目標に対して、その目標達成のために計画した交付金事業において、取り組みプロセスが十分に効果を上げているかどうかを計測するための指標であります。

観光物産交流館売上額、農産物直売所売り上げなどがK P Iでは未達成でしたが、その理由としましては、天候不順が一番大きな原因で、さらに生産者の高齢化により、野菜の出荷量が減少したこと、また周辺エリアには道の駅や直売所が増加し、大型スーパーでも地場産コーナーに力を入れるようになったことにより、消費者が分散した影響があるのではないかと考えております。

2点目、柴田町のような小規模の自治体での産業関連表の作成は困難であるため、投資に対する経済波及効果を算出することは困難です。地方創生事業による直接的な投資効果としては、ことしの桜まつりに代表されるように、観光客は27万4,000人で、うち外国人が7,600人と国内外から過去最高の観光客が訪れました。また、売り上げについても、船岡城址公園のさくらの里の売り上げは前年比で118%、18%の増加、山頂売店天空カフェでの売り上げは前年比で123%、23%の増加、桜まつり期間中、全体としてはいずれも過去最高の売上実績4,960万1,000円となりました。また、個々のお店の聞き取りによっても、売り上げが10%以上も伸びたと伺っております。

繰り返しになりますが、こうした地方創生事業などの取り組みにより、増大する観光客をいかに各店に呼び込むかは、商売人のやる気であったり、商売の才覚によるものであります。現に、観光客からは食べる場所がない、買いたいお土産品がないとの苦情が寄せられており、旺盛な消費マインドに対し地元の供給マインドが追いついていない、つまり町全体として逸失利益が大きいことが問題となっております。

3点目、地方独自の検証でございますが、地方創生交付金事業等については、産業界、教育、金融機関など、いわゆる産官学金労言の関係者で組織する柴田町総合戦略推進委員会において、町独自の検証を既に行っております。委員会では、K P Iの達成状況にとどまらず、多様な意見を吸い上げることで、行政では気づかない改善点や課題解決への意見をいただき、翌年度の総合戦略の推進に役立てているところでございます。こうした検証方法以外に、舟山議員の考える独自の検証方法があればお示しいただければと思います。有効な手段であれば、それに基づいて検証することはやぶさかではございません。

4点目、地方創生の目的として、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯どめをかけ、

日本全体の活力を上げることがあります。残念ながら、東京一極集中の傾向は依然として続いています。柴田町の社会動態による人口移動について申せば、昨年12月の総務省統計局の住民基本台帳人口移動報告によりますと、転出超過から転入超過となりましたのは、柴田町、岩沼市、亘理町、美里町の4市町だけでございます。これは、地方創生によるものだけではありませんが、この地方創生の事業の効果の一つのあらわれではないかと思っております。

今後町として考えている地方創生事業でございますが、サイクルツーリズムやガーデンツーリズムなどの新しい切り口から花のまち柴田をさらにステップアップするとともに、第6次総合計画にもありますように、持続可能な都市の創造を目指して、立地適正化計画を策定する中で、コンパクトでネットワーク型の環境未来都市をつくっていくこととしております。このほかに、舟山議員が考える効果がある創生事業があればお示しをいただきたいと思っております。十分に練られた事業であれば、採用することはやぶさかではございません。

2点目、ブロック塀の関係でございます。

5点ほどございました。

1点目と3点目は関連がございますので、まとめてお答えをいたします。

平成30年6月18日に発生した大阪府北部地震により、ブロック塀が倒壊し、小学4年の女子児童が犠牲になったことを受け、宮城県では県内の各小学校のおおむね半径500メートル範囲の通学路のブロック塀等の実態調査を行うこととし、平成30年7月18日付で土木部長名で各市町村長宛てに調査協力依頼の文書が出されました。

柴田町では、県が派遣した建築士会の技術者に町の職員が同行して、平成30年11月から平成31年1月までの3カ月間にわたって調査を行いました。調査したブロック塀の全体数は290カ所で、うち特に問題がないが68件、経過観察が必要が7件、改善事項があるが172件、除却や改修が必要が38件、緊急改善が必要が5件と報告いただいております。

2点目、柴田町では大阪府北部地震発生の翌日の6月19日には、平成14年度に宮城県と合同で調査し、特に危険と判定されながらこれまで除却、改修等が行われていない町内3件の塀について、都市建設課職員が緊急点検を行いました。また、6月25日には、大河原土木事務所建築班の職員と合同で、この3件の塀を再度調査し、危険な状態に変わりがないことから、所有者に対し注意喚起を行っております。

さらに、6月29日には、ブロック塀等に倒壊のおそれはありませんかと題したチラシを町内全戸に配布し、点検や情報の提供をお願いし、あわせて補助制度の周知を行ったところでございます。その際、15件の情報が寄せられましたので、さらに町独自で15件の塀を調査しました。

その結果、除却や改修が必要が8件、緊急改善が必要が1件ありました。このうち4件については既に除却が完了しております。

柴田町の補助制度でございます。柴田町は柴田町スクールゾーン内危険ブロック塀等除却事業補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を行っております。ブロック塀等の実態調査において、総合判定評価が除却や改修が必要なD判定及び緊急改善が必要なE判定を受けたものについて除却する場合は、塀等の面積が1平方メートル当たり4,000円で、1件当たり15万円を補助限度額として補助しております。また、除却に伴い新たに軽量のフェンス等を設置する場合は、1件当たりの補助限度額は設置延長に4,000円を乗じて算定した額、または10万円のいずれか低い額として補助しております。

5点目、県の調査結果により、急を要する改善事例があった場合の対策でございます。1点目でもお答えしましたとおり、今回の宮城県主体の実態調査では、緊急に除却を要するブロック塀等が町内に5件あることが確認されました。まず、緊急対策が必要と認められた5件の塀について、通行者への注意表示や改善措置を講ずるよう大河原土木事務所長名で通知がなされております。今後は、調査した5件以外の残りの全ての塀に対し、順を追って結果通知がなされることになっております。個人所有のブロック塀等はあくまで個人の資産であるため、除却や改修には個人の費用負担が発生するため、二の足を踏む方も多い現状であります。しかし、これまで同様、宮城県と連携し、危険な状況を丁寧に説明することで、補助制度も活用いただきながら早急に除却や改修が行われるように促してまいります。舟山議員が所有する土地の塀も緊急に除却を要するブロック塀の5件のうち1件ですので、皆さんのお手本となるよう早急な対応をお願いいたします。

3点目、B級観光地についてでございます。

4点ほどございました。

1点目、A級観光地とは、京都、奈良、北海道、沖縄というように、旅行の目的地を言うだけでその景観や歴史、文化、名所、グルメなどのイメージができ、その知名度の高さから国内外から観光客が訪れる日本を代表する観光地を指しています。

一方、B級観光地とは全国的には余り知られていないが、昔から地域の人々に愛され、その地方を代表するオンリーワンの観光素材として評価が高く、さらに磨きをかけることによって魅力と輝きを増す潜在的な力と可能性を秘めた観光地を指すと言われております。柴田町では、年々知名度が高まってきた白石川堤一目千本桜と船岡城址公園をまずはB級観光地に引き上げる取り組みをさらに強化してまいります。

2点目、人や投資を呼び込む具体的な例でございます。人や投資を呼び込む施策として、これまで船岡城址公園では四季折々の花が楽しめるイベントを展開しながら、国内外へのプロモーション活動や受け入れ環境の整備、そして滞在コンテンツの充実と強化を図ってきました。その結果、ことしの桜まつりでは国内外から前年度比8.3%増の27万4,000人の観光客が訪れるようになりました。そのうち外国人観光客は7,600人で、いずれも過去最高を記録しました。また、さくらの里やスロープカーの売り上げも過去最高を記録しております。

一方、農村地域や里山においても、自然や景観、歴史や伝統文化などの豊かな資源を活用した農産加工、産地直売所、農村レストランなどの取り組みが行われております。さらに、どぶろくや醸造酢の製造販売、アウトドアとしてのグランピングの開設など、新たな投資も行われました。今後、町ではこうした取り組みをさらに強化するとともに、新たな切り口として、太陽の村を仙南サイクルツーリズムの推進拠点施設として位置づけ、まずは子どもたち向けの自転車のメッカとなるようキッズバイクパークの整備を行います。

さらに、仙南圏域をエリアとしたガーデンツーリズムの振興を図るため、国のガーデンツーリズム認証制度に登録できるよう、国や県、そして2市6町との調整を現在進めているところです。こうした取り組みを通じて、さらなる仙南エリアや柴田町への人と投資を呼び込んでまいります。

3点目、財源不足に対する焦りが少し無理な観光戦略を立てているのではないかとありますが、まずは、財源に関しては、今後少子高齢化社会のさらなる進展により、財源の不足が懸念されていたことから、観光予算につきましては、これまで有利な国の地方創生交付金や100%補助金であります東北観光復興対策交付金、県の市町村振興総合補助金等を積極的に活用し、町の持ち出しがほとんどない中で積極果敢に事業を展開してきたところでございます。

具体的な観光戦略としては、花のまち柴田をキャッチフレーズに、通年観光を目指し、4月の桜まつりに続き、6月の紫陽花まつり、9月の曼珠沙華まつり、10月のみやぎ大菊花展、12月のファンタジーイルミネーション、そして3月にはスプリングフラワーフェスティバルと、一年を通じた事業展開を図ってきたところでございます。その成果として、桜まつり以外の時期での観光客が大幅にふえました。また、観光バスも桜以外でも乗り入れるようになりました。特に、12月に開催したファンタジーイルミネーションでは、平成24年12月のスロープカーの乗車人数、お金をもらった人ですが、1,374人がスタートでした。それが、6年たった平成30年12月には7,700人の乗車人数、お金をいただいた数ですけれども、になるなど、こうした勢いをさらに加速させるために、今後も国、県の有利な交付金や補助金を積極的に活用しながら、

熟練された観光戦略を強化していきたいと考えております。

4点目、最初から諦めないで若者が望むものの実現に取り組んではどうかということですが、繰り返しになりますが、行政の大きな役割は、1つに町の知名度を高めて多くの観光客を呼び込み、消費環境を向上させることにあります。2つに、やる気のある新規事業者を側面から支援し、起業家を育てることです。

一方、こうした町への来訪者を各店に呼び込んだり、新しいお店を開設するのは、商売人のやる気と才覚によるものでございます。その点を明確にしておかないと、的外れな質問になってしまうのではないかと考えております。最終的に船岡駅前付近に喫茶店を出店するかどうかの見きわめは、商売人の経営判断によるものであり、行政の仕事ではありません。実は、一昔前に、駅舎の中や駅前の洋菓子店にも喫茶店があり、実は私も常連客として利用しておりましたが、残念ながら利用者が少なく閉店してしまいました。舟山議員には、若者が幾ら望んでも利用者が少なく経営が持続できないとお店が続かないことを高校生に伝えてほしいと思います。こうした経緯があつて、駅前付近に喫茶店がないわけでございますので、最初から諦める云々の話を持ち出されても、それは筋が違ふというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 舟山彰君、再質問ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 1問目、K P Iについての説明等もございましたが、この9項目を考えると、町としてはどんな考え方、基準をもとにこのK P Iというのを考えたのかお聞きしたいんですけれども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） K P Iの設定に当たりましては、町内部のまち・ひと・しごと推進本部で検討して設定したところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） これ、前に聞いたかもしれませんが、これによって国に報告して、国からこの柴田町の状況について何か指摘とかそういうことがあったんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 今のところ、具体的に町に直接指摘等は入っておりません。国の地方創生の事業の手续等の関係でございますけれども、国のほうでは、まず初年度町のほうで事業計画を立てて交付申請をするわけなんですけれども、それに基づいて国が事業内容を審査して交付決定をするわけでございます。そして、町は事業を実施すると。いわゆる初年度

がP l a n、D o、C、Aでいえば、P l a nとD oの年ということになります。次年度以降、町のほうでは戦略推進委員会ということで、外部組織によりまして検証を行います。そして、K P Iの達成度というのが出てまいりまして、それを国のほうに報告するような形になります。国がこれを受けて、次年度以降の総体的な交付金事業ということに反映して、それを町のほう、制度のような形で地方に返して事業を実施していくと、C h e c k、A c t i o nという形で、P D C Aのようなサイクルの形で進められておりますが、具体的に個別に町のほうに、今最初に申し上げましたが、直接意見としては来ておりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 検証委員会というのを設けていたということなんですが、どういう構成メンバーであったのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 正式名称が、柴田町総合戦略推進委員会ということでございます。人数が12人でございまして、産業団体、商工会さん関係ですとか、あとは町内の就労者ということで、福祉関係の方も入っております。それから、産業団体ということで女性の起業家、あるいは教育関係、製造業、それから仙台大学等の教育機関、あとは金融機関にも入っていただいております。それから、情報機関、インターネット関係の会社になります、あとは観光業ということで、観光関係の会社さん、それから労働関係ということで、会社の労働組合関係さんのほうからも入っていただいております。それから、農業団体からも入っております。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 2)のこの売り上げなどの把握ということで、町長答弁でいくと最初は柴田町のようなところは産業連関表は無理だという、たしか秋本議員が同じような質問をしたときも同じような答弁だったような気がするのと、あと町長がよくこういうとき答弁するのは、舘山にあるさくらの里とか山頂の売店が先ほどは売り上げが伸びたとか、あとスロープカーの利用客もふえたということがありますが、私が聞きたいのは、先ほど町長が少し、町内のお店なんかの売り上げもふえたというような答弁はありましたけれども、肝心なのは桜まつりなどで人を呼んだとして、私からすると、下という言い方はおかしいですけれども、町内のお店に対しての波及効果がどれくらいあるのかというよりも、あるようにしなくてはいけないというふうに私は考えていますので、その町内の売り上げの増加とか、雇用増とかというのは町は

把握しているんですか。産業連関表じゃなくて、何か聞き取りとか何か、それとも商工会に聞いてもなんですが、そこまでの把握というのはしているんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 結論から申しまして、まずお店の売上げがどれくらい伸びたか、それを各自治体で把握、あるいは商工会等で把握しているというのはまずあり得ないと思います。あくまでその経済効果ということで、産業連関表という形で、どれくらいこのイベント、あるいはその観光事業をすることによって効果があったのかということで確認することはあっても、各お店に去年より幾ら伸びましたか、そういったものを統計的に集めているところはまずないと思います。ただ、舟山議員言うように、各お店の状況、やはり私らも心配です。そういったこともありますので、おもてなし協力店、9店ぐらい船岡駅と船岡城址公園までのお店があるんですけれども、そういったところに去年と比較してどうでしたかとか、そういう聞き取り調査ぐらいはできますけれども、実際具体的な数字というのはどこにも出てこないと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 午前中の同僚議員の質問に対する答弁で、商工観光課長が、ほかの桜の名産地でいろんなそのときの祭りをやっても、なかなかその地元の商店街とかへの経済効果が出ていないという言い方ですかね、何かそれで困っているというふうに課長答弁したように私は思ったんですが、ちょっともう一度そこを、私の質問も兼ねて確認したいんですけれども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 幸手市の話だと思うんですけれども、その幸手市のほうは駅から権現桜の堤のところまで距離がどうしてもあると。2.5キロメートルぐらいあるんですけれども、そこを歩く人、桜まつりのときに当然歩く人が多ければそこにお金が落ちるといようなことなんでしょうけれども、なかなか歩く方がいない。結局シャトルバスの運行をして会場のほうに直接しているということもあって、なかなか歩く方が少ない。それで商店街に落ちる効果がないということで、その辺も問題に幸手市のほうではなっているというような話です。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 私がここを聞きたいというのは、例えば商売やっている方とか、あと農家の方でさくらの里なんか農産物なんかをおさめている人とかもそうなんですが、町がいろんな地方創生事業をやってもらったことによって、自分ところの売上げがふえた、利益が上がった、だから人をふやしたとか、そういう実感があるのかということなんですけれども、町

はそういう意味で商工会とかほかの経済団体、あとは個別の農家でもいいですけども、町がこんないろんな地方創生事業をやっているけれども、成果があったか、どういうふうに感じていますかということを知りたいことがあるんですかね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） ことしの桜まつりの関係でお話しさせていただきたいと思うんですけども、結局、例えばことしの桜まつり、多くのお客さんに足を運んでいただきました。特に満開期の土日については、それこそ各お店、あるいはさくらマルシェということで、千桜橋の下にお店を出しているところもあるんですけども、もう売る品物がなくなってしまったと、来年はちょっと工夫が必要だねというような反省も受けております。やはり、それだけ人が来れば、物が売れる、ただ農産物直売所についてももう農家の方々がやっぱり高齢化してしまって、どうしても天候にも左右される農産物ということで、出したいんだけど追いつかないような状態だというのが現実でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） あと、午前中の町政報告のときに桜まつりのことを、毎年のようにこの時期だから出てきたんですけども、いわゆる総入り込み数というんですかね、ことし桜まつりで二十何万人来たとか、あとその中で特に外国人が何人という、どちらも数字出ていなかったんですね。先ほどの答弁では27万4,000人と、あと外国人が7,600人でしたか、何か私、午前中の町政報告のときに、何かどちらも数字出ていないというのは、そう極端なマイナスということはなかったけれども、何か逆に出したくない意味でもあったのかなと思ったんですが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 舟山議員からの質問がありましたので、舟山議員に回答するようとしていたというふうにご理解ください。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 先ほどから聞いていて、なかなか産業連関表ということでの効果とかを把握しにくいとかいろいろあるんですが、町として最後には町の税収入がふえたかどうかと。午前中の30年度補正予算で3月29日までで締めたのでいくと、町税収入が個人と企業の部分がプラスの補正だったように私は思いましたけれども、それは3月までの話で、4月以降別かもわかりませんが、例えば30年度のことも含めて、町がいろんな地方創生をやって、特に桜まつりなんかで町内の企業とか農家が収入がふえた、それによってそれらの所得がふえて町税の申告もふえたというふうには町は認識しているんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） あくまで、私らほうで聞けるのは、昨年と比較してどれくらい売り上げが伸びましたかぐらいまでの話であって、実際申告の段階にあってつかんだ情報は私らのほうでは把握できません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） これ、質問でも何でもなくて、町が国の補助金ということは、国民の税金を使っていろいろ観光振興とかやっていて、どのくらいの効果があったというのが何か今までいろいろ聞いてははっきりつかんでいないのでないかというような気がしますよね。その産業連関表がつかれないから無理だとか、お店なんかには去年と比べてどうかというような聞き取りぐらいはできるけれども、その先、私からすると、町税なんかでもそれなりの町内の企業とか、農家なら農家でも、そういう収入増になった、所得もふえたとか、そういうことがつかめるような気がするんですが、これは質問ではありません。そういうことをよくつかむように努力してくださいとだけ言って、まず1問目終わります。

それから、2問目なんですが、答弁によると、県からも町に対して協力依頼があったとか、実際に県が専門家の方とあと町の職員なんかが同行して調査をやったとか、あといろんな状況もわかりました。ただ、まず私が一つたまたま自分ところにこういう文書が来たからということもありましたが、去年の6月にああいうことがあって、県が去年の秋とかやったって、私からすると一、二カ月だけでも遅かったんでないかと。それに対して町も遅かったんでないかという、第一印象がそうだったんですけれどもね。町の担当課としてはどうでしょう、去年のあの6月、ちょうど1年前ですけれども、ああいう残酷なというか、かわいそうな事故で女の子が亡くなった、その後の県とか町の対応というのは、私からすると1カ月でも2カ月でも遅かったんでないかなと思いますけれども、町の担当課としてどう思いますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 町長答弁でも申し上げましたが、町の動きとして、事故があった翌日には、以前から申し上げていました3件について再度調査をさせていただいた。何回も言いますが、翌日にはもう既に危ないと思われる以前の調査の3件については見たと。さらに、6月25日、1週間後にはもう一度今度は大河原土木事務所の建築班と一緒にあって、その3件を見せていただいたと。あとは、6月29日にはチラシ等を配布して、こういった補助制度も通知を行って、15件の情報が寄せられて、それについてはすぐ見させていただいたということです。ただ、県のほうが、確かに7月18日付で調査の協力依頼というのが来て、それで

見たのが11月からですから、確かに舟山議員おっしゃるとおり期間はあると思います。県の対応はどうなんだと言われれば、確かに少し時間はたったかなと思います。ただ、危険と思われる場所については、町と大河原土木事務所では見ているということです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） あと、この調査というのは、県と各市町村との連携とってはなんですかけれども、役所の縄張りと言いませんが、結局、県の土木事務所としてこの通学路内ブロック塀などの実態調査、安全というか、通学路ですから、私からすると文教というか、学校関係のほうで、ところが県の土木事務所からこうあったというか、その連携というのはどうなんですか。学校関係ということでは、町のほうは実際にこの立ち会いとかするのは都市建設課でしょうけれども、こういった結果を受けて、じゃあ小学校の通学路内のブロック塀が今こういう状態だから、町では教育委員会のほうにそのことも言って、じゃあ柴田町としてどう対応するというその連携というのはどうしたんですかね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 土木部長から協力依頼が来て、町で立ち会ったのは、建築士会の方、それから都市建設課、いわゆる建築関係の方、それから教育総務課の職員も一緒に立ち会っての調査ということでございました。ですから、教育委員会、しっかりと通学路設定しているのは当然学校であり教育委員会でございますので、しっかりとかかわっていて、結果についてもその都度報告が行っているということです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 県から来た専門家というのは、もちろんこのブロック塀に関するいろんな法律に詳しい方なのかということのを改めてちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 当然、専門家の方が来ているということです。ただ、国からは一定のチェックシートというのが、誰でも見られるように事前に配付されています。それに基づいて判断をしているし、さらに専門的な観点からもご指導をいただいているということです。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○15番（舟山 彰君） なぜ私がこのような質問をしたかということ、去年の大阪府の小学校の事故というんですかね、あれ何か仙台市の防災関係のOBの方がたまたまあそこに行って、何かそういう話し合いをして、あの小学校のプールの脇のそのブロック塀のことも見て、これちょっと、私ももちろんブロック塀の専門家じゃないけれども、これは違法状態でないかとかとい

う指摘をしてきたのだけれども、市の担当者がより細かくそこを調査やっっていないうちに地震に遭ってあのブロック塀が倒れたと、私は当時そういう認識を持っていたから、こういういろいろ調査をやるのはいいんだけど、本当に法律に詳しいといいますかね、専門家でないとだめなのかなと思っていましたから、今の話でいくと間違いなく県の方はあれだと、それに町の職員もと。

それで、あとお聞きしたいのが、町内にも空き地とか空き家が多いと。私も総務委員会、空き家対策がどうかよく言っていますが、そういった空き家とか空き地のところにもブロック塀なんかがありますね。もちろんそういうところも県とか町の職員も一緒に立ち会って調査をやっ、町なんかは所有者を調べてその所有者にあなたが所有しているブロック塀は通学路内にあって危険だからこういうふうに改善してくださいとか、そういう通知になったのか、ちょっとそこをお聞きしたいんですけれども、空き家とか空き地の部分ですね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 半径500メートル以内、おおむね500メートル以内のその空き地であっても、全部調査させていただいて、今回は通知が行っているのは、緊急に除去が必要な5件のみです。ただ、これからD判定、C判定、B判定、A判定の問題がない人にも結果を全て通知すると。ただ、先ほど質問があった空き地についても、随時所有者を割り出してご通知を申し上げるということです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 例えば、町民というか、住民の方から、あそこの空き地のあのブロック塀が危ないんじゃないかと、特に子どもたちが通る通学路のところだからと。場合によっては役場にそういう情報提供というんですか、逆に言えば危険なブロック塀を早く除去してほしいから、空き地とか空き家の持ち主を調べて、町がやってくれというようなこともあり得るんでしょうかね、場合によっては、そういう相談があれば。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） ブロック塀にかかわる空き家・空き地に関しましては、そういった危険なところ、もしくは雑草等、環境に影響を及ぼすような苦情がありましたら、その所有者、もしくは管理人の方を調査いたしまして、通知は差し上げております。町ではそれに手をかけるということは、本人の所有なものですから、通知を差し上げるということにとどまっております。

○議長（高橋たい子君） 補足で、都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 済みません、補足で。

町がチラシを配布したという話を町長答弁でも申しあげましたけれども、そのうち15件調査したんですが、そのうち実は隣の人からとか通りすがりの方で、ここが危ないという情報が寄せられたのが実は10件くらいあります。それを見ているということです。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 先ほど舟山議員が所有するブロック塀も危険な対象になっているというか、実際そうだからこういう文書が来たんですが、これは質問ではありません。そこは昔建設会社に貸していたところが倒産して返されたときに、そのブロック塀も本当は壊して返してもらうべきを、何かうちもそのまま使わせてもらっていたというんですかね、だからうちがつくったという感覚がなかったんですが、今回こういう指摘ありましたので、すぐに壊すつもりでおります。

終わります。

それで、3問目のB級観光地はということで、町長答弁では、A級観光地とはこういうものですか、あと、B級観光地は、名はそんなに知られていないけれども、その辺でいうとオンリーワンだとか、そういったいろいろな可能性も持っているところだということなんですが、これは担当課長に聞きたいんですが、柴田町民は柴田町が観光地という認識を持っているんですか。花のまちとかいろいろ花とかいろいろなイベントもやっておりますが、そもそも町民というのは柴田町が観光地という認識を持っているんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） そういった観光地であるかどうかというアンケート調査をしたことはありませんので、確認はちょっとできないんですけれども、ただ少なくとも、今例えば桜まつりのときにおもてなしを、ボランティアしませんかというようなことを呼びかけているときに、実際今回の桜まつりでも総勢400名ぐらいのおもてなしの方がかかわってくれた。そのうち職員も半分ぐらいなんですけれども、少なくとも始まった当初は本当に職員がほとんどで、そのおもてなしボランティアというのが少なかった、始まった年ですね、平成25年だったと思うんですけれども。それから比べると、今はもうおもてなしボランティアの半分以上が一般町民の方のボランティアで、あるいは桜まつり前にやります清掃活動、おもてなしクリーン作戦、そういったのに参加する方々もふえていますし、イベント実行委員会、開催しながらいろいろイベントをやっているんですけれども、そういったものにも多くの方がかかわるようになってきている。そういう意味では町民一人一人に確認したということはないんですけれども、

そういうボランティアしませんか、そういう広報紙で呼びかけをしたときに手を挙げて参加してくれる方がやっぱりふえている。さらに、今子どもたちも、SAKURA PROJECTと称して子どもたちも英語で外国人に案内をしたいというような動きもやっぱり出ている。そういう意味では観光地といいますか、観光まちづくりというのに少しずつ町民の方が理解を示してきているのではなかろうかと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 観光地ということでは、先ほどA級観光地というような、つまり京都とか北海道みたいな、つまり古い建物とか、立派な庭園があるところとか、絶景と言われるような景色があると。ただ柴田町の場合、桜とか花と、課長が言うのは町民がその接待、おもてなしというのが一番の売りというんですか。それはわかるんですが、そうすると、先ほどの町長の答弁、町長でしたかね、観光客などからも食べる場所がないとか、買いたいものがないとか、これは前からほかの議員の質問とかにも答えていますが、ことしの桜まつりも終わったのですが、担当課としてはどうなんですか。やっぱり何か町として対策を立てることはできないんでしょうかね。町長答弁でいくと、それは業者がやるべきことで行政がやることではないと、そういうお店をつくるとか、商品をつくるかということなんですが、町としてできることって何なんですかとお聞きしたいんですけれども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 先ほど町長答弁にもあったと思うんですけれども、やはり町としてやれることは、まず人を育てること、人材を育てるということで、そういった商品を買ったり、あるいは飲食店でお客さんに食べてもらいたいと思ったときに、そのお店を開くとか、そういった人たちを創業支援する。町が直接かかわることはできませんので、いろんな意味でその商工会とか経営指導員を含めながら、やりたいという人たちを育てていく。そういった方々が飲食店なり商売を始めることによって、今まで買うところがない、あるいは食べる場所がないというような要望に対して、少しずつ応えられていくような気がいたします。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 2) で人や投資を呼び込むことはということで、いろんなイベントをやることに人を呼び込むとか、投資を呼び込むというところのこの投資というのは、私、柴田町内に新しい店を出すとか、そういう売店とかを出すとか、そういう何か新しい投資というふうに理解していましたんで、町が考えるこの投資というのはどういうものなのか、ちょっとお聞きしたかったんですけれども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 今、舟山議員が言うような投資というのも一つだと思います。結局、創業支援、28年度からスタートしているわけなんですけれども、おかげさまで今のところ、28、29、30年の3カ年、10件の創業者、実は生まれております。そういったことで、創業者が出るということは、当然そういったところでお店を出す、もしくは飲食店を出すというようなどころでの投資というのが新たに生まれているというふうに見ております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 創業支援で10件ぐらいあったということですが、どういうあれですか。飲食店関係とか、ちょっとそういう関係で教えてもらえればと思うんですけれども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 具体的に挙げますと、例えば飲食店は2店ぐらいありますし、あとお総菜屋さん、あるいは美容・理容ですね、あと整骨院も生まれております。また、電気工事ですとか、あと小規模認可保育園、そういったものも創業の中で起きております。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 3）に書いていた25万から50万人へというような目標についてなんですけれども、最近、京都市民の方が新聞にこういう投書をしていたんですね。京都はもともとA級というか、昔からの観光地ですけれども、それでもこのごろ観光客が急激にふえて、ふだんの生活が落ちついてできなくなったと、京都らしさもなくなったというようなことを書いていたんですが、柴田町もこういうふうに25万から50万人ぐらいを目指すということで、そういった途中で住民の不満というのはないのかどうか。午前中もでしたっけか、例えば交通渋滞が今でもひどくて、その対策というのが今一番大事だと言われていますが、これからさらに観光客をふやすとなれば、さらに交通渋滞というのは問題になりますでしょうし、テレビなんかでいうと、やっぱりごみを捨てていくと。その処理のために地元が苦勞しているとか、あと最近は外国人に限りませんが、住民の家の敷地に勝手に入って行ってそこがちょうど写真を撮るのにいい場所か何かわかんないんだけど、というようなことがあります。ですから、現時点での柴田町としては、交通渋滞などの問題を抱えているのに、さらに観光客をふやすとなれば、住民にはいろんな問題というか不満が出てくるのではないかなと思いますが、町としてはどう考えますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 今、課題なのは、多分渋滞、これが一番の町民の不満ではないかなというふうに思っておりますが、これに対しては今回図書館用地を使わせていただいたということと、西駐車場も開放したし、大河原町と連携で柴田町で渋滞が発生したときには大河原町のほうに流すというような対策をとりましたので、例年以上に、過去最高を記録した割には1日渋滞程度で緩和されたので、余り町民からの不満はなかったのではないかなと思っております。それよりも、今回桜がテレビにいろんな場面で生中継があったり、「小さな旅」に紹介されたり、BS日本の旅でしたかね、とにかく柴田の桜が全国放送されることによって、町民がやっと観光まちづくりというのはこういうもんだというふうに理解し始めたのではないかなと思っております。

最初、17年前に花を植えながら町を元気にしますというときには、みんなに花いっぱいにならないとかね、これで仕事はつくれなとかさんざん言われましたけれども、今では大分意識が変わったのではないかなと思っております。おかげさまで地方創生でも資金を獲得して、直接的な経済効果が十分ほかの自治体よりあるというふうに思っておりますので、そういった意味でB級観光地を目指すことによって、ますます人や投資が生まれるのではないかなと思っております。何もしないで、じゃあ別な手段があるかという、残念ながらその手段はないんですね。県のほうも観光に力を入れておりますし、国の方もインバウンドで力を入れておりますので、その流れの中で国、県、自治体が一生懸命になって外貨を稼ぐ、この戦略が地域経済に影響を及ぼすと思っております。

ただここで、先ほど答弁要らなかったということなんで、ちょっと町民に誤解をされるので言っておきますけれども、産業連関表というのは5年に一遍のデータをもとに国が作ります。これも3年かかるんですね、3年。それを受けて県が作るんです。これも時間がかかります。その後各自治体をつかむんですが、残念ながら産業構造が全て柴田町にあるわけではありませんで、産業連関表は使えないということでございます。そのかわり、新たな手法として地域経済循環分析というものが出されております。これだとわかるんです。ただし、これはここにあるんですけれども、2013年度版です、2013年度版が2019年5月26日に発表されているんです。ですから、データで把握するというのもうできないということなので、経済効果を把握するには時間差があるということです。7年前のデータがことし発表されているというのが実態ですので、この議論はもうここでやめてもらいたいと思っております。直接的な経済効果は十分にあるということでございますのでね。

これからは、やっぱりもう少し広域エリアで観光をやらなければならないということでサイクル

ツーリズム、ガーデンツーリズム、こういうことをやって人を呼び込む、投資を呼び込むということをさせていただきたいと思っているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 今、もっと広域でという話があったんですけども、私から言うと、この地元の中でもっと努力できる余地があるんでないかという、今の話を聞いていて思ったんですけども、一つは、桜まつりのときなどはマルシェとか出ますからいいんですけども、それ以外の時期、一年中花が見られますという花のまちということで柴田町宣伝はしていますけれども、ほかの時期に来たときに、じゃあ食事できるところがどうかという、それが足りないんじゃないかというか、そういう声が多いということを担当課でも理解しているんでしょうけれども、その辺をもっと商工会とか業者の方と町が話し合って推進できないのかなという気がしますけれども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 今、具体的にその食事のできる場所を紹介したらいいんじゃないかというような提案なんですけれども、これについては、既に商工会のほうでも今うまいものサイトということで、町内の飲食店のこういうカテゴリーですね、例えば3人グループで行くか、1人で行った場合、こういうお店、あるいは肉料理が食べられるお店というふうに、それぞれカテゴリーに分かれましてサイトが立ち上がっております。ですから、来た方は町内で食べたいと思う方はやっぱりそういった商工会のウェブを見て選ぶような形にもなりますし、また桜まつりのときにはスタンプラリーというマップにそのまま飲食店等をおろした形で回ってもらうようなスタンプラリーも行っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 最後の質問の4)の駅前のことで答弁で、やっぱりなかなか船岡駅前には喫茶店というのは昔から無理だし、行政がやることではないという町長の答弁でしたけれども、町としては4つの拠点のうち船岡駅前も1つの拠点に上げているはずですから、町として考えているこの船岡駅前の振興策というのはどういうことなんですか、具体的に。

○議長（高橋たい子君） ちょっと通告にないことではないでしょうかね。

○15番（舟山 彰君） いや、船岡駅前、私書いているでしょう。私はこの質問の中にも、町は船岡駅前を一つの拠点に上げているということを書いていますから、それで柴田高校生が喫茶店だのを要望しているけれどもということで質疑はしましたけれども、喫茶店だのがだめというなら、町はどうやって船岡駅前を開発しようとしているのかというのを聞きたいわけです。

ね、逆に。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 柴田町の駅前はまだ十分に、開発という意味合いがちょっとわかりませんが、特に新たに必要とする施設を整備する環境にはないのではないかなと思っております。それよりも、今立地適正化計画をつくる東船岡駅のほうを新たな開発拠点として整備したほうがいいというふうに思っております。あくまでも、先ほど言ったように、経営までは行政は立ち入れないということです。

いろいろお店の話もありましたけれども、プレハブを使って、昨年、ひろ寿さんの東側だったと思うんですけども、タコ焼き屋さんが出たんですけども、別なもう店にちょっと変わってしまいました。ですから、この経営するというのは、商工会と行政が話し合ってもなかなか難しいというのが実情でございます。ですから、高校生にちゃんとそこを伝えた上で質問してもらわないと、全くなくて、最初から挑戦しなかったわけではないんです。経営者もちゃんと最初のうちは利益が出ていたわけです。何年かしてだんだんだんだん、消費者が利用しないんであって、そういうところをやっぱり高校生に教えていかないといけないのではないかな、あくまでも経営するには消費者が利用するような店をつくらなければならないし、そういう人をふやす政策、これは役所のほうがやらなければならないと思っております、その人をふやす方法は役所のほうでおかげさまで最高記録で人を集めておりますので、この環境をぜひとも新たな仕事おこしに結びつけてもらうのが商人の才覚ではないかなと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 最後になりますけれども、朝の8時から10時ぐらいまでだと、駅から大学生なんかざろざろと歩いてくる、あと土曜日や日曜日だと練習試合にでも来るのか、高校生なんかも随分歩いていて、目的があるからもう真っすぐずつと行くというのもわかりますけれども、私からすると、結局船岡駅から大学とかに行くまででも、やっぱり若者に魅力のある店というのがないというか、昔でいうなら喫茶店とかかもわかりませんが、それに船岡あたりにマクドナルドとか、吉野家の牛丼みたいなチェーン店みたいなのを呼ぶということもないとか、来ないでしょうね、まずああいうチェーン店から。だけれども、本当はあんなに若い人がざろざろ歩いていくのがもったいないとか、それで安部議員か誰か大学のOBの方に聞いたら、いや、大学生も遠征とかに行ったりして、そんなに意外とこの町の中にいないとか、のんびり喫茶店でお茶を飲んでいる時間がないみたいなことを言われたことありますが、

私からすると、せっかくあのくらい若い人たちがいるんだから、それをどうにかするというこ
とを商工会でもいいですからやっぱり町から声かけて、どうにかしてあの若い人たちがいる店
をつくるとか、そういうことを一言でもいいから担当課長からでも言ってもらいたいと思いま
す。

これで終わります。

○議長（高橋たい子君） 答弁はいいんですか。（「いいです」の声あり）

これにて15番舟山彰君の一般質問を終結いたします。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

明日午前9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時18分 散 会

上記会議の経過は、事務局長大川原真一が記載したものであるが、その内容に相違ないこと
を証するためここに署名する。

令和元年6月3日

議 長 高 橋 たい子

署名議員 12番 森 淑 子

署名議員 13番 広 沢 真

